

下松市障害者総合計画 (案)

第四次下松市障害者計画
第6期下松市障害福祉計画
第2期下松市障害児福祉計画

(令和3年度～5年度)

令和3年3月

下 松 市

はじめに

作成中

目次

第1章 計画策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけと役割	2
第3節	計画の期間	4
第4節	計画の進行管理	5

第2章 障害者を取り巻く現状

第1節	障害者施策に関する国内の動き	6
第2節	障害者の状況	7
1	障害者手帳所持者数の推移	7
2	身体障害者の状況	8
3	知的障害者の状況	11
4	精神障害者の状況	13
5	発達障害者の状況	16
6	難病患者の状況	16

第3章 第四次下松市障害者計画

第1節	障害者計画とは	17
第2節	障害者計画の基本的方向	18
1	基本理念	18
2	基本目標	18
3	施策の体系	19
第3節	分野別施策	20
基本目標1	安心して生活できる地域社会の実現	20
基本目標2	いきいきと暮らすことができる地域社会の実現	27
基本目標3	誰もが暮らしやすい地域社会の実現	42

第4章 第6期下松市障害福祉計画及び第2期下松市障害児福祉計画

第1節	障害福祉計画及び障害児福祉計画とは	59
第2節	計画の基本的な考え方	60
1	基本理念	60
2	障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	62
3	相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	63
4	障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	64
5	地域生活支援事業の提供体制の確保に関する基本的な考え方	64
6	事業体系	65
第3節	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標について	67
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	67
2	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	68
3	福祉施設から一般就労への移行等	69
4	障害児支援の提供体制の整備等	70
5	相談支援体制の充実・強化等	72
6	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	72
第4節	障害福祉サービス等の見込量について	73
1	指定障害福祉サービス	73
2	指定相談支援	79
3	障害児通所支援等	80
4	その他の活動指標	82
第5節	地域生活支援事業の見込量について	85
1	必須事業	85
2	任意事業	95

参 考 資 料

総合支援学校在校生進路希望調査結果	99
下松市障害者施策推進協議会設置要綱	100
下松市地域自立支援協議会設置要綱	102
下松市障害者施策推進協議会（兼）下松市地域自立支援協議会委員名簿	103
下松市障害者計画推進本部設置要綱	104

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき「第三次下松市障害者計画」を策定し、障害者が地域の中で共に暮らし、自立できる社会福祉の実現を目指し、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・交通・情報通信・防災など、様々な分野から障害者施策を推進してきました。

また、障害者総合支援法に基づき「第5期下松市障害福祉計画」を、児童福祉法に基づき「第1期下松市障害児福祉計画」を策定し、サービス提供体制の確保や推進に努めてきました。

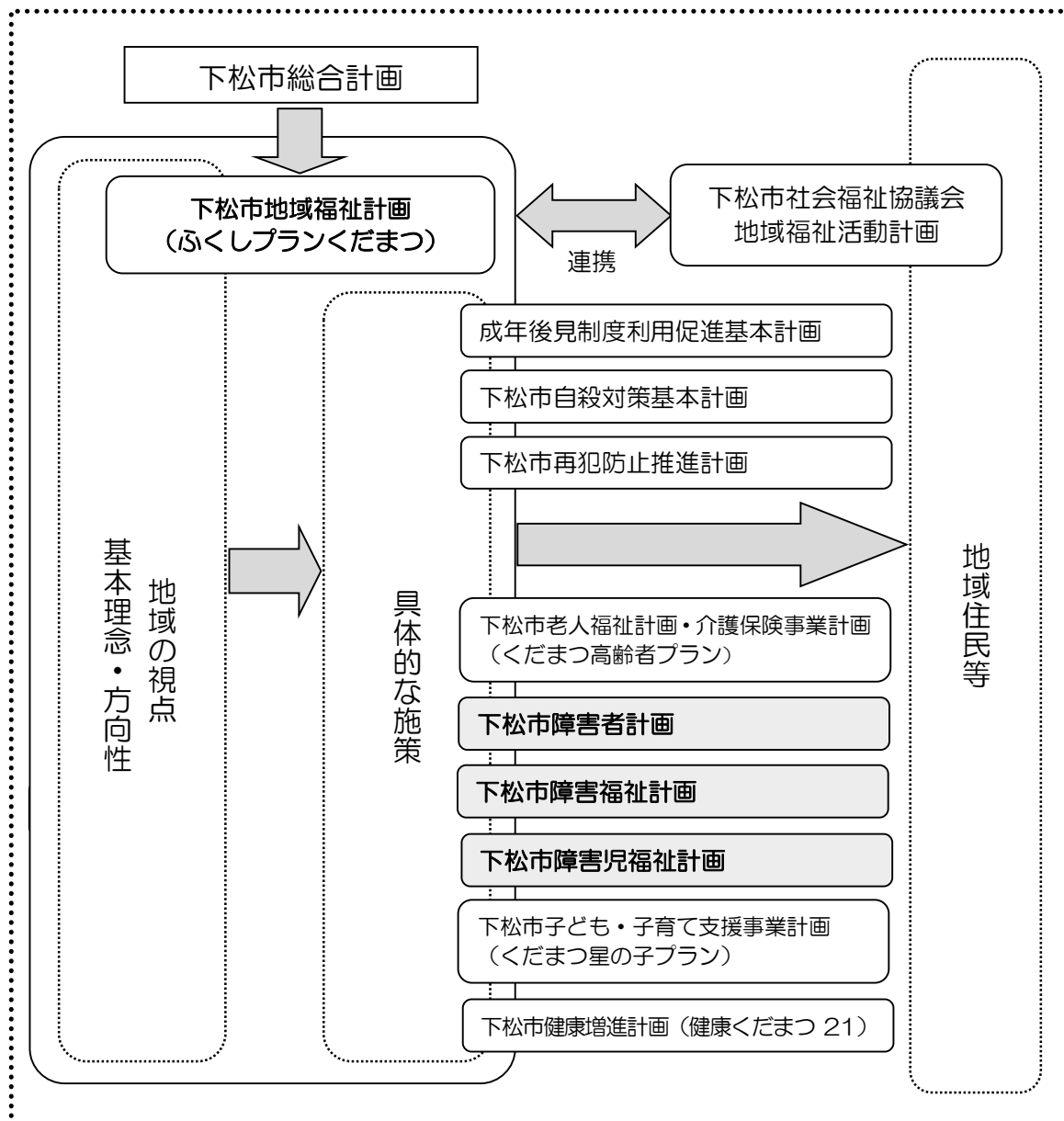
このたび、令和3年3月をもって、これらの計画期間が終了となることから、3つの計画を「下松市障害者総合計画」として一体的に策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

第2節 計画の位置づけと役割

本計画のうち、第3章を障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、第4章を障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、国の「障害者基本計画」や山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」、「山口県障害福祉サービス実施計画」を踏まえ、上位計画である「下松市総合計画」や「下松市地域福祉計画（ふくしプランくだまつ）」、その他の関連する計画と整合性を図ります。

【計画の位置づけ】



障害者基本法（抜粋）

（市町村障害者計画）

第 1 1 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第 8 8 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第 3 3 条の 2 0 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第3節 計画の期間

本計画は、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3年間とします。

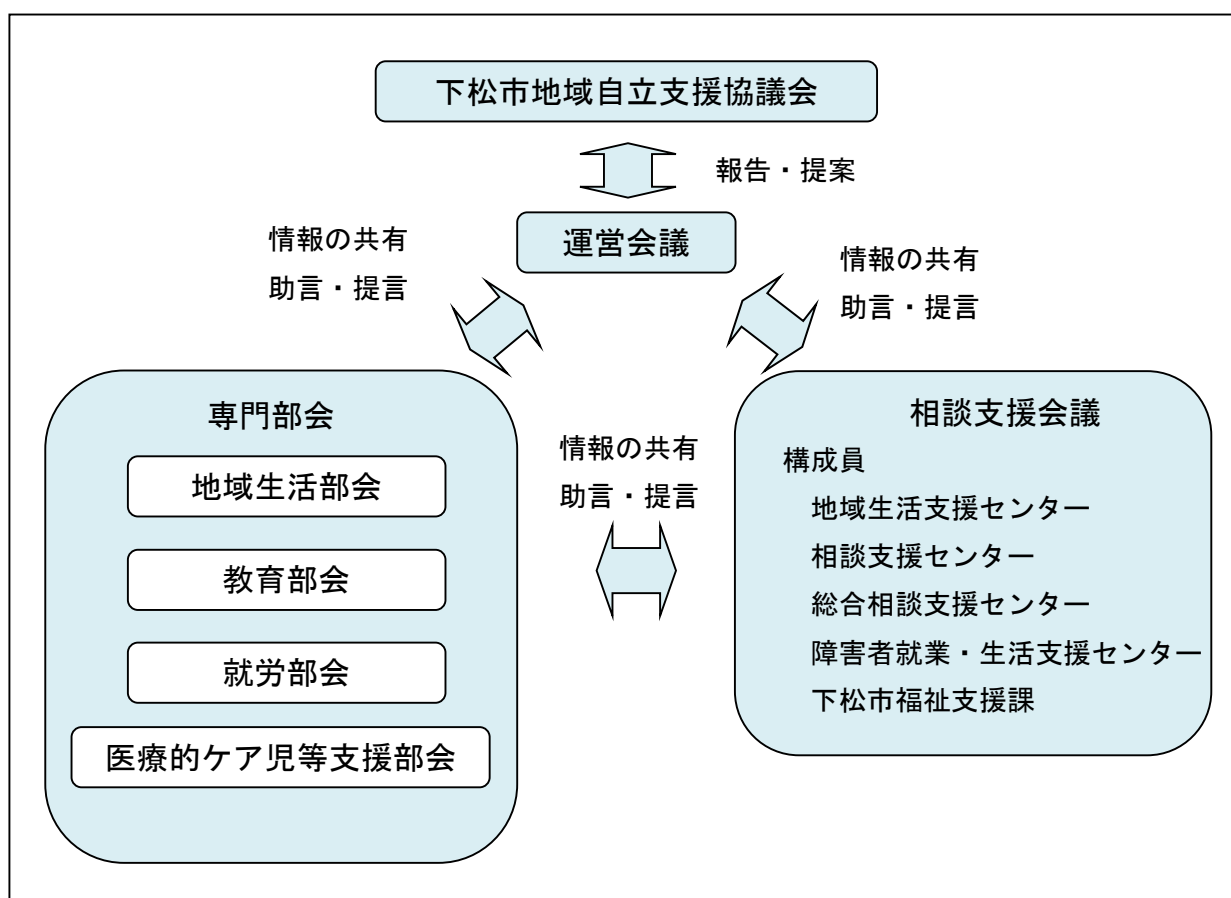
【計画の期間】

計画名	年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
障害者基本計画		第四次								
やまぐち障害者いきいきプラン (障害者基本計画)		計画期間：2018-2023								
山口県障害福祉サービス実施 計画（障害福祉計画）		第5期			第6期					
山口県障害福祉サービス実施 計画（障害児福祉計画）		第1期			第2期					
下松市総合計画		計画期間：2011-2020			計画期間：2021-2030					
下松市地域福祉計画		第三次			第四次					
成年後見制度 利用促進基本計画					下松市地域福祉計画と一体的に策定					
下松市自殺対策基本計画					計画期間：2020-2024					
下松市再犯防止推進計画					計画期間：2020-2024					
下松市地域福祉活動計画 (下松市社会福祉協議会)		計画期間：2017-2021								
下松市老人福祉計画 ・介護保険事業計画		第六次			第七次					
下松市障害者計画		第三次			第四次					
下松市障害福祉計画		第5期			第6期					
下松市障害児福祉計画		第1期			第2期					
下松市子ども・子育て 支援事業計画		第1期			第2期					
下松市健康増進計画		第二次								

第4節 計画の進行管理

下松市障害者計画の推進にあたっては、関係各課で情報を共有するなど、全庁的な取組を行うとともに、雇用、教育、医療などの様々な分野と連携を強化して進行管理を行います。また、計画の進捗状況を「下松市障害者施策推進協議会」に報告し、その意見を聞きながら計画の効果的な推進を図ります。

下松市障害福祉計画及び下松市障害児福祉計画に定める「成果目標」や「活動指標」については、実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら、「下松市地域自立支援協議会」において点検・評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。



第2章 障害者を取り巻く現状

第1節 障害者施策に関する国内の動き

施行年	法制度等の動き	主な内容
H28	障害者差別解消法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ・ 合理的配慮の提供
	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定
	発達障害者支援法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者の教育、就労、地域における生活等における支援の充実
H30	障害者総合支援法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立生活援助、就労定着支援の創設 ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
	児童福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定） ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援
	障害者雇用促進法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定雇用率の算定基礎に精神障害者を追加
	障害者雇用率の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の法定雇用率を引き上げ <ul style="list-style-type: none"> 民間 2.0%⇒2.2% 国、地方公共団体等 2.3%⇒2.5% 都道府県教育委員会 2.2%⇒2.4% ※令和3年3月1日から更に0.1%引き上げ
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者による文化芸術活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進 ・ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進
R1	障害者雇用促進法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体の障害者活躍推進計画の作成及び公表、障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任の義務化 ・ 週20時間未満の障害者を雇用する事業主の特例給付金の新設 ・ 障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度の創設
R2	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話リレーサービスの提供 ※令和3年度中に公共インフラとしての電話リレーサービス提供開始（目標）

第2節 障害者の状況

1 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳の所持者数は横ばい傾向にあり、身体障害、知的障害、精神障害を合わせて、令和2年3月31日現在で2,443人となり、平成28年3月31日と比較して7人（0.3%）増加しています。

障害者別の内訳で見ると、身体障害者手帳の所持者が1,731人、療育手帳の所持者が366人、精神障害者保健福祉手帳の所持者が346人となっています。

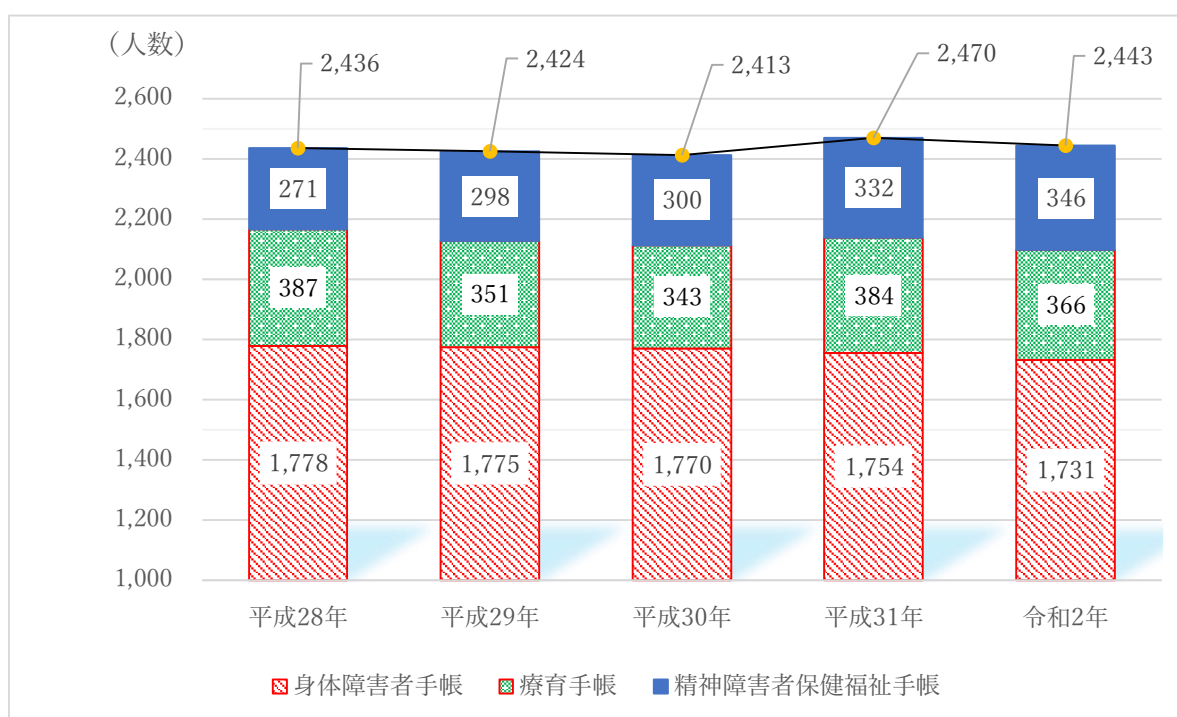
障害者手帳の所持者数は、市の人口の4.27%です。

■障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

区分	総人口 (A)	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手 帳所持者	障害者手帳 所持者 (B)	対人口 (B/A)
平成28年	56,366	1,778	387	271	2,436	4.32%
平成29年	56,842	1,775	351	298	2,424	4.26%
平成30年	57,199	1,770	343	300	2,413	4.22%
平成31年	57,194	1,754	384	332	2,470	4.32%
令和2年	57,241	1,731	366	346	2,443	4.27%

※各年3月31日現在



2 身体障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は、令和2年3月31日現在で、1,731人となっており、平成28年3月31日と比較して47人(2.6%)減少しています。

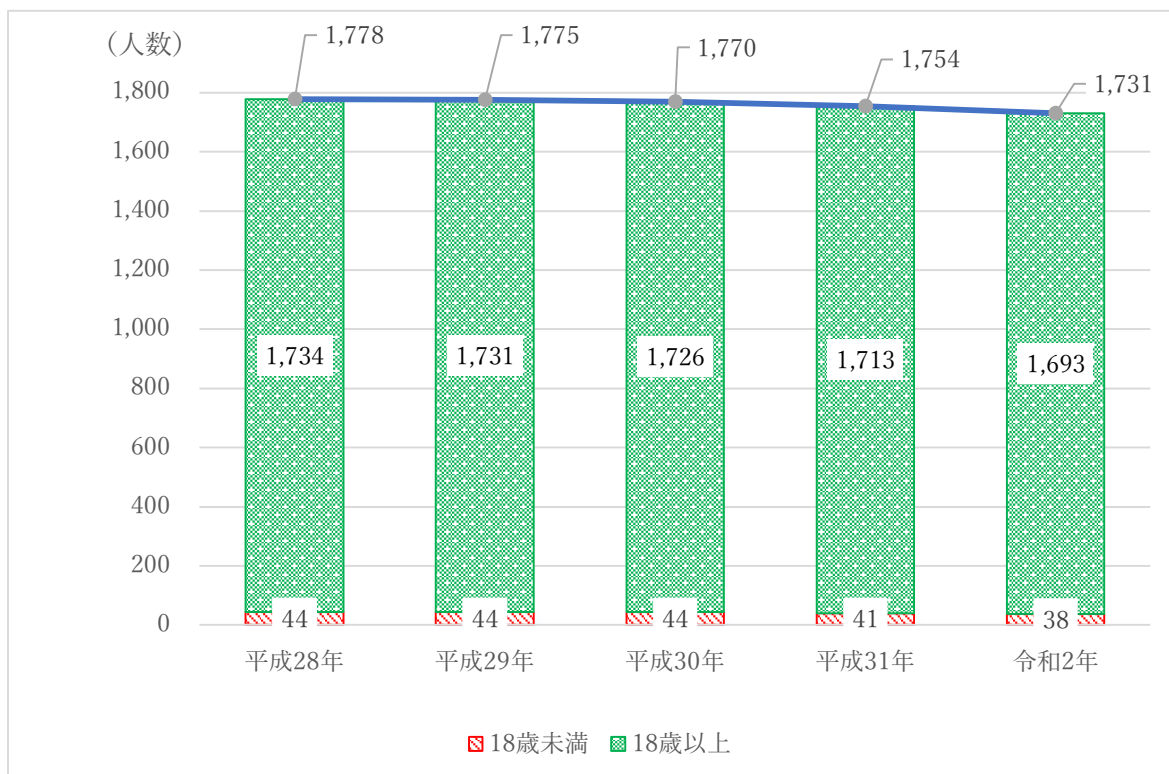
障害児と障害者の割合は、障害児が38人(2.2%)、障害者が1,693人(97.8%)となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年 構成比
障害児 (18歳未満)	44	44	44	41	38	2.2%
障害者 (18歳以上)	1,734	1,731	1,726	1,713	1,693	97.8%
合計	1,778	1,775	1,770	1,754	1,731	100.0%

※各年3月31日現在



(2) 等級別の推移

障害等級別にみると、令和2年3月31日現在、1級が558人（32.2%）、2級が241人（13.9%）、3級が340人（19.7%）、4級が373人（21.5%）、5級が115人（6.7%）、6級が104人（6.0%）となっており、1級から3級まで重度の障害者の割合が高く、全体の65.8%を占めています。

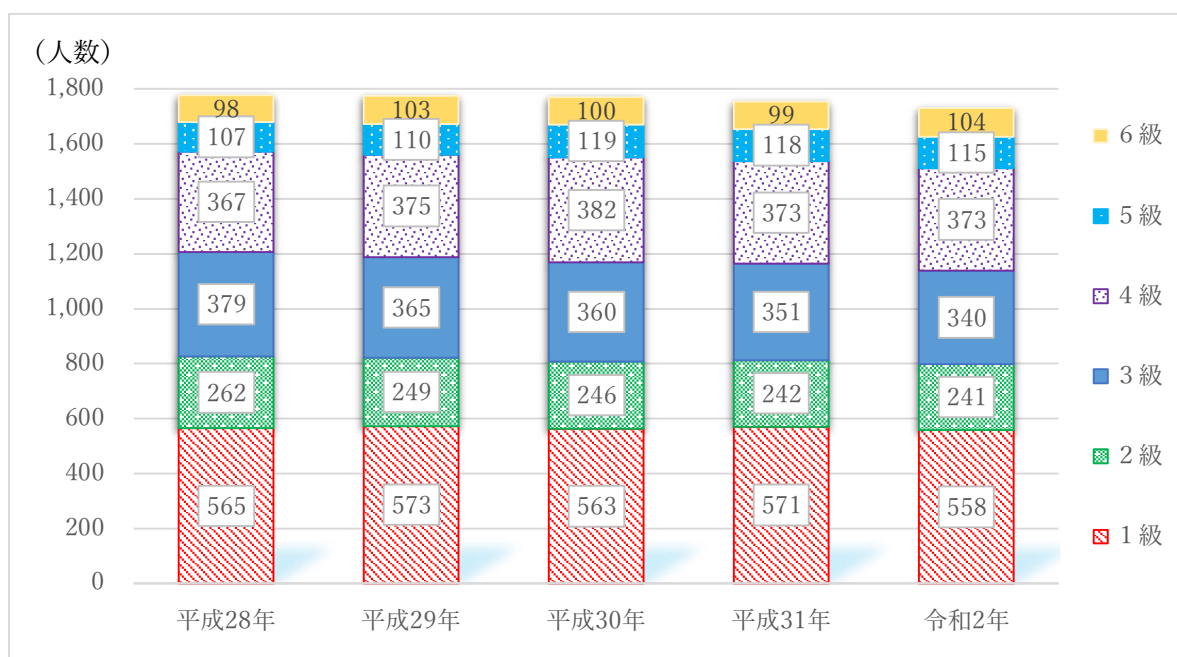
また、最近5年間の傾向をみると、軽度の障害者の割合が増加傾向にあります。

■等級別の推移（身体障害者手帳所持者数）

（単位：人）

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年 構成比
1級	565	573	563	571	558	32.2%
2級	262	249	246	242	241	13.9%
3級	379	365	360	351	340	19.7%
4級	367	375	382	373	373	21.5%
5級	107	110	119	118	115	6.7%
6級	98	103	100	99	104	6.0%
合計	1,778	1,775	1,770	1,754	1,731	100.0%
1～3級 所持者の割合	67.8%	66.9%	66.0%	66.4%	65.8%	

※各年3月31日現在



(3) 障害部位別の推移

障害部位別にみると、令和2年3月31日現在、肢体不自由が838人(48.4%)と過半数を占めています。続いて、内部障害が592人(34.2%)、聴覚・平衡機能障害が178人(10.3%)、視覚障害が99人(5.7%)、音声・言語機能障害が24人(1.4%)となっています。

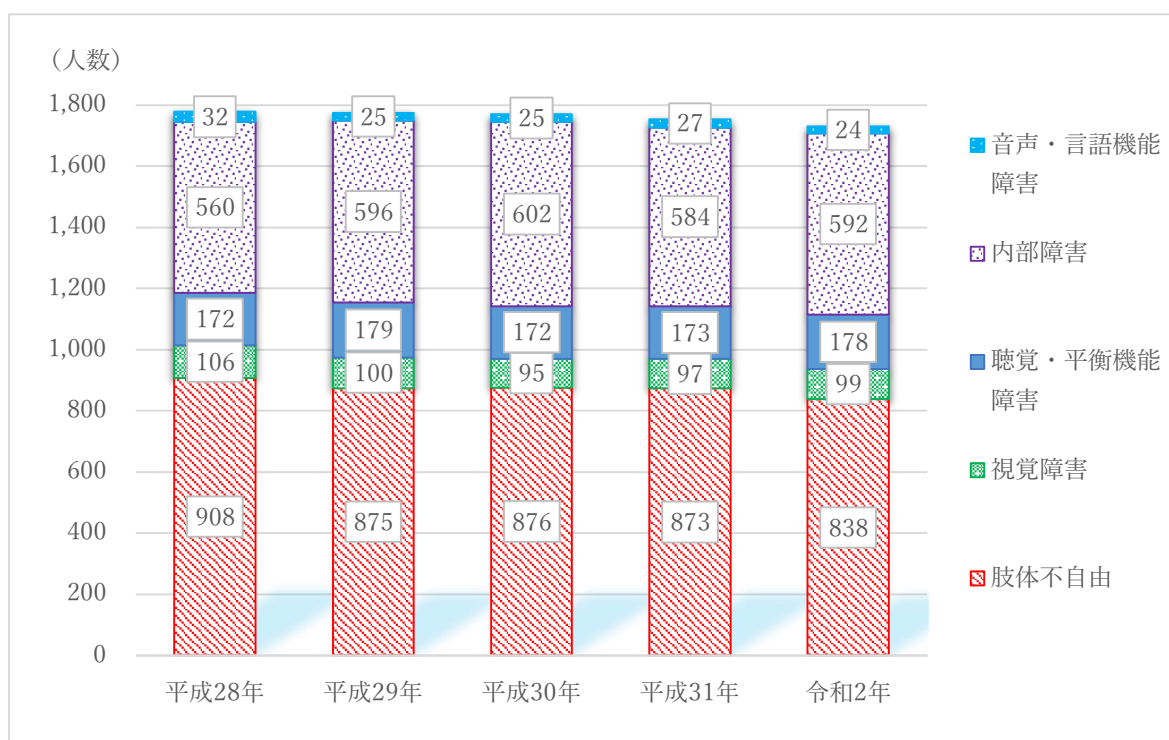
また、最近5年間の傾向をみると、内部障害が32人増加しており、増加傾向にあります。

■障害部位別の推移（身体障害者手帳所持者数）

(単位：人)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年 構成比
肢体不自由	908	875	876	873	838	48.4%
視覚障害	106	100	95	97	99	5.7%
聴覚・平衡機能障害	172	179	172	173	178	10.3%
内部障害	560	596	602	584	592	34.2%
音声・言語機能障害	32	25	25	27	24	1.4%
合計	1,778	1,775	1,770	1,754	1,731	100.0%

※各年3月31日現在



3 知的障害者の状況

(1) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳の所持者数は、令和2年3月31日現在で、366人となっており、平成28年3月31日と比較して21人（5.4%）減少しています。

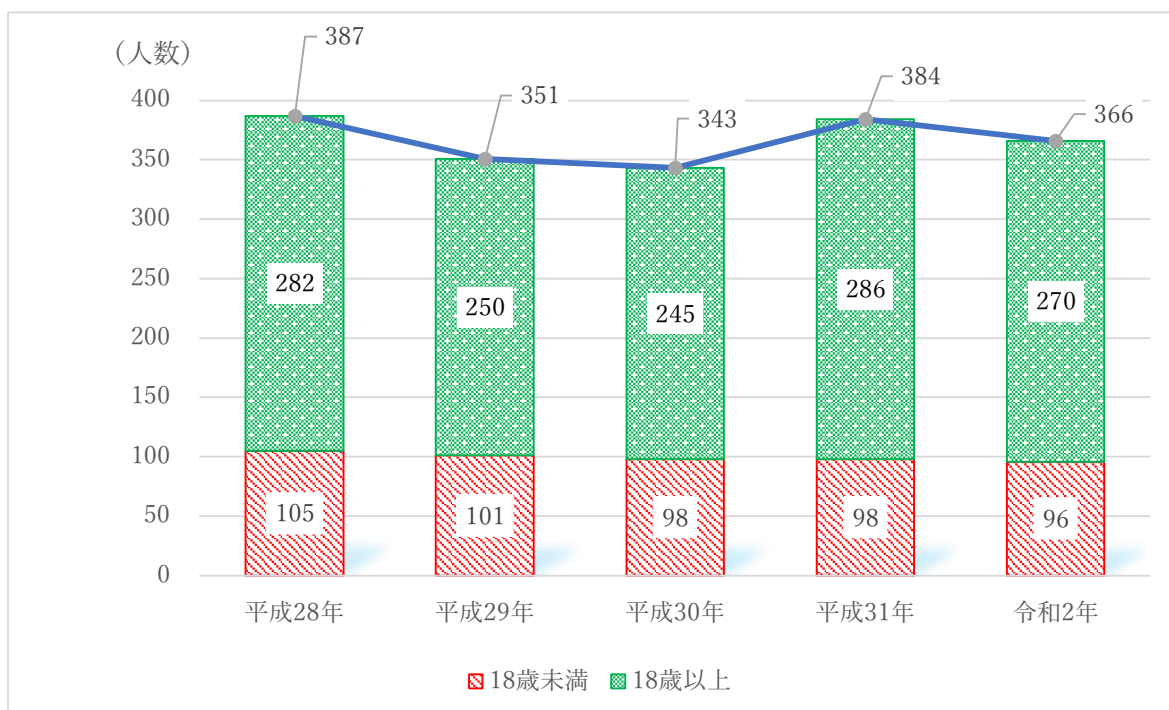
障害児と障害者の割合は、障害児が96人（26.2%）、障害者が270人（73.8%）となっています

■療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年 構成比
障害児 (18歳未満)	105	101	98	98	96	26.2%
障害者 (18歳以上)	282	250	245	286	270	73.8%
合計	387	351	343	384	366	100.0%

※各年3月31日現在



(2) 障害程度別の推移

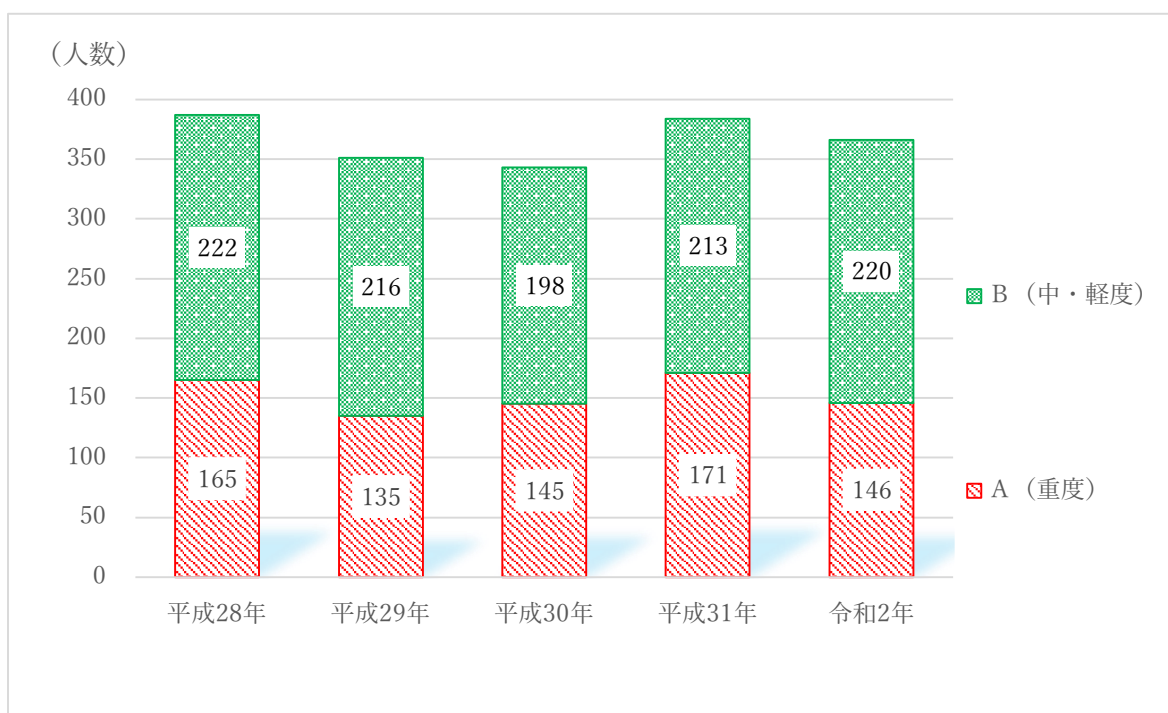
障害程度別にみると、令和2年3月31日現在、A判定（重度）が、146人（39.9%）、B判定（中・軽度）220人（60.1%）となっており、B判定の割合が、A判定の割合より多く見られます。

■障害程度別の推移（療育手帳所持者数）

（単位：人）

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年 構成比
A（重度）	165	135	145	171	146	39.9%
B（中・軽度）	222	216	198	213	220	60.1%
合計	387	351	343	384	366	100.0%

※各年3月31日現在



4 精神障害者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和2年3月31日現在で、346人となっており、平成28年3月31日と比較して75人（27.7%）と大幅に増加しています。

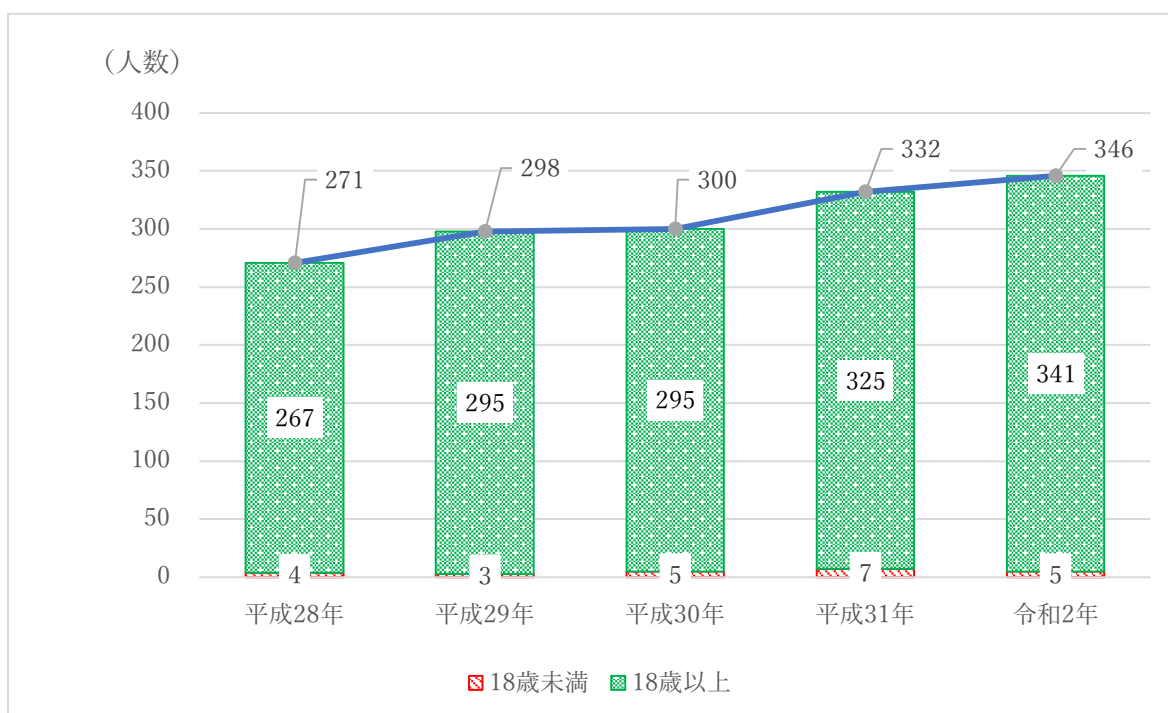
障害児と障害者の割合は、障害児が5人（1.4%）、障害者が341人（98.6%）となっています

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

（単位：人）

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年 構成比
障害児 (18歳未満)	4	3	5	7	5	1.4%
障害者 (18歳以上)	267	295	295	325	341	98.6%
合計	271	298	300	332	346	100.0%

※各年3月31日現在



(2) 障害等級別の推移

障害等級別にみると、1級が56人（16.2%）、2級が171人（49.4%）、3級が119人（34.4%）となっており、中度の障害等級である2級が過半数を占めています。

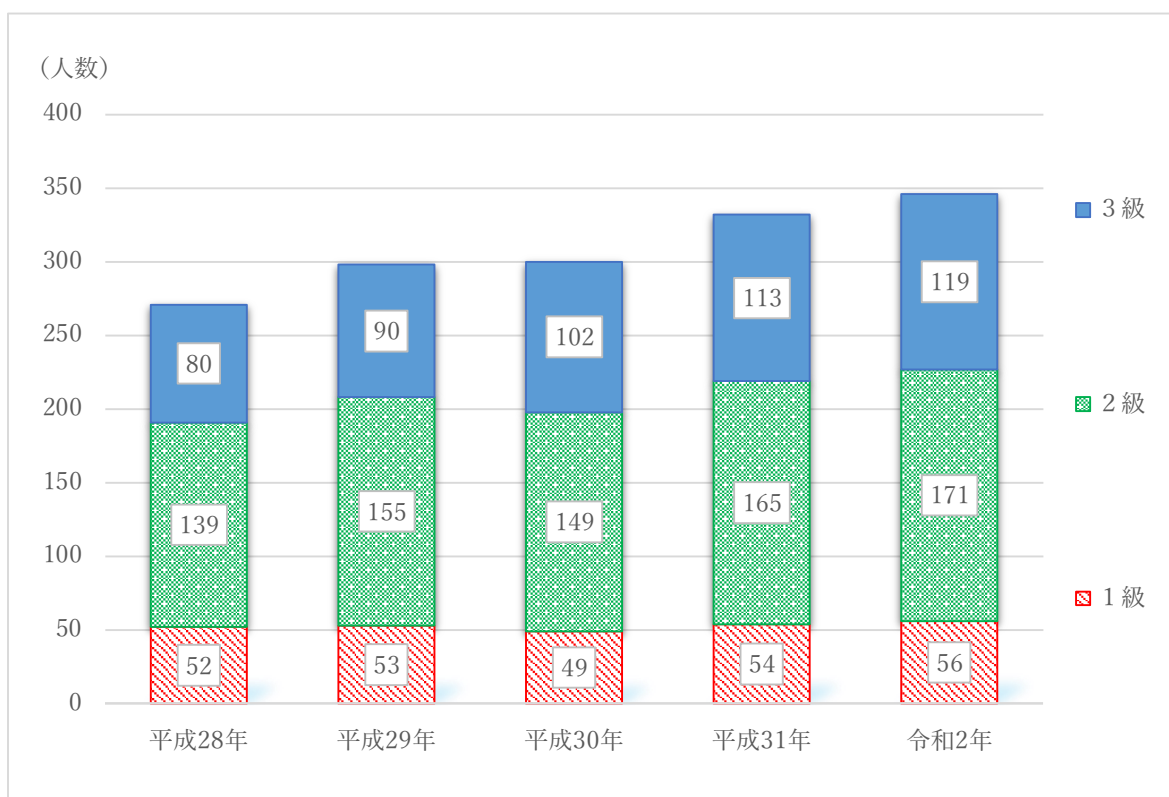
また、最近5年間の傾向をみると、全ての等級において増加していますが、特に2級が32人（23.0%）、3級が39人（48.8%）と大幅な増加傾向にあります。

■等級別の推移（精神障害者保健福祉手帳所持者）

（単位：人）

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年 構成比
1級	52	53	49	54	56	16.2%
2級	139	155	149	165	171	49.4%
3級	80	90	102	113	119	34.4%
合計	271	298	300	332	346	100.0%

※各年3月31日現在



(3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

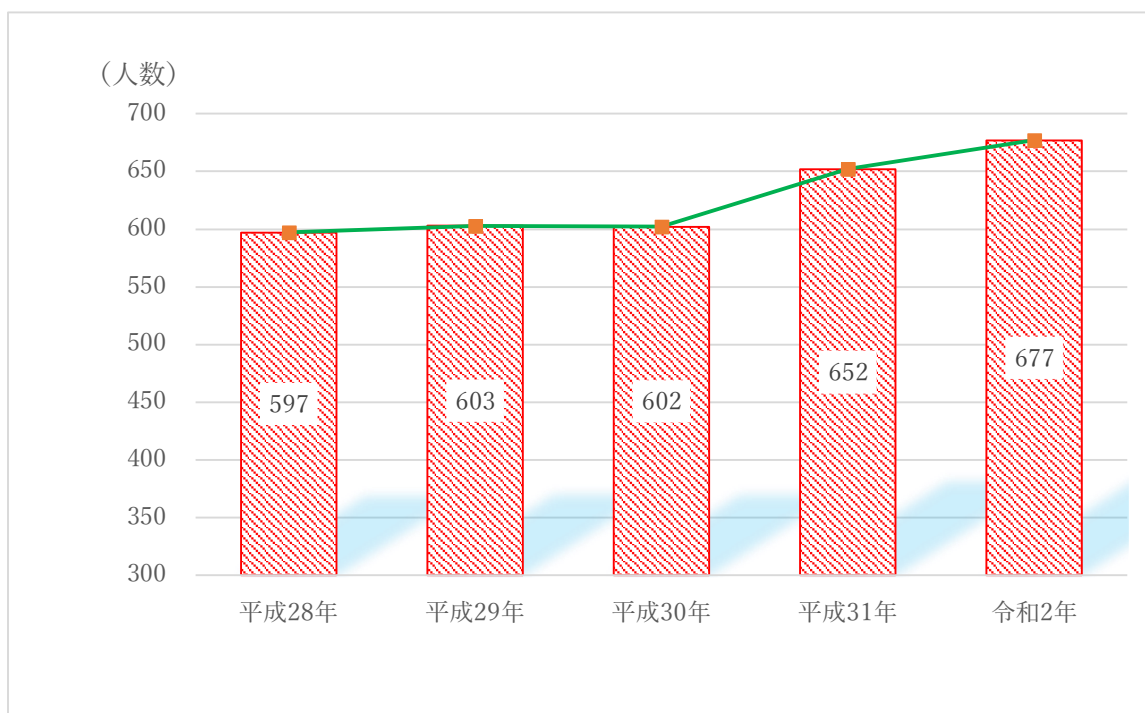
自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、令和2年3月31日現在で、677人となっており、平成28年3月31日と比較して80人（13.4%）と大幅に増加しています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

（単位：人）

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	597	603	602	652	677

※各年3月31日現在



5 発達障害者の状況

発達障害とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

発達障害児（者）数については統計的な資料がないため正確な把握はできていない状況ですが、文部科学省が平成24年に実施した全国調査では、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は推定値6.5%とされています。

また、独立行政法人国立精神・神経医療センターの2012年に実施した調査における一般地域で成人住民での有病率は、3.5%～4.4%とされており、下松市の人口約5万7千人にあてはめると、1,995人～2,508人と推計されます。

6 難病患者の状況

平成24年6月に成立した障害者総合支援法により、平成25年4月から、障害者の定義に新たに難病が追加され、障害者総合支援法の対象となりました。

令和2年8月時点の障害者総合支援法の対象疾病（難病等）は、361疾病となっています。

第3章 第四次下松市障害者計画

第1節 障害者計画とは

障害者計画は、障害者基本法に基づき市の障害者施策の基本的な考え方や具体的な推進方策を明らかにし、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」や山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」の基本方針等を踏まえ、市の関連計画との調和を図り策定します。

第2節 障害者計画の基本的方向

1 基本理念

国が策定した障害者基本計画の基本理念は、『障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある』としています。

本計画では、このような社会の実現に向け、第三次計画に引き続き『**障害のある人もない人もいきいきと暮らすことができるまちづくり**』を基本理念とします。

**障害のある人もない人も
いきいきと暮らすことができるまちづくり**

2 基本目標

基本理念である『障害のある人もない人もいきいきと暮らすことができるまちづくり』を実現するため、次の3項目を基本目標として、具体的施策を実施していくことにします。

(1) 安心して生活できる地域社会の実現

障害者が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、障害のある人とない人が相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する必要があります。

そのため、障害の種類や程度に関わらず、障害者が自分らしく生活できるよう、相談支援体制の充実や、自らの意思で選択・決定できる障害福祉サービス等の支援体制の充実を図ります。

(2) いきいきと暮らすことができる地域社会の実現

障害者が、いきいきと暮らすためには、障害者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる活動に参加する機会を確保することが必要です。

そのため、就労支援と雇用の促進、療育・教育の充実、障害者スポーツや文化芸術活動の推進を図ります。

(3) 誰もが暮らしやすい地域社会の実現

誰もが暮らしやすい地域社会を実現するためには、障害者が日常生活又は社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁を除去する必要があります。

そのため、障害や障害者に対する理解の促進や障害者に対する権利擁護の取組を進めるとともに、バリアフリー化の推進など生活環境の向上に努めます。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	具体的な施策
障害のある人もない人もいきいきと暮らすことができるまちづくり	【基本目標1】 安心して生活できる 地域社会の実現	(1) 相談支援体制の充実
		(2) 障害福祉サービス等の充実
		(3) 保健・医療の充実
	【基本目標2】 いきいきと暮らすことができる 地域社会の実現	(1) 就労の支援と雇用の促進
		(2) 障害者スポーツと文化芸術活動の促進
		(3) 障害児支援の充実 ア 地域療育体制の充実 イ 教育の充実
		(4) 自立・社会参加への支援 ア 外出に向けた支援 イ 経済的自立の支援
		【基本目標3】 誰もが暮らしやすい 地域社会の実現
	(2) 行政サービス等における配慮 ア 行政機関等における配慮 イ 選挙等における配慮	
	(3) 防災・防犯対策の推進	
	(4) 生活環境の整備の推進 ア 公共施設等のバリアフリー化の推進 イ 住宅の確保 ウ 情報提供の充実	
	(5) 地域力を活かした支え合いの推進	

第3節 分野別施策

基本目標1 安心して生活できる地域社会の実現

(1) 相談支援体制の充実

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 平成29年5月に指定特定相談支援事業所が、平成29年12月に指定障害児相談支援事業所が新たに開設されました。

現状と課題

- 当事者や家族の立場に立った身近な相談に応じるため、身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置しています。
- 相談支援事業を実施し、障害者やその家族からの相談に応じるとともに、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会性活力を高めるための支援、権利の擁護のために必要な援助、専門機関等の紹介及び連絡調整を行っています。
- 利用者の増加に対して、計画相談支援や障害児相談支援を行う相談支援事業所や相談支援専門員が不足しています。
- 下松市地域自立支援協議会の相談支援会議において、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員により解決が困難な事例についての検討を行っています。
- 障害者等の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据え、障害者が身近な地域で安心して生活できる支援体制の整備が求められています。

今後の方針

- ◇ 事業者等に対し、指定特定相談支援事業所の指定について促すなど、相談支援専門員の確保に努めていきます。
- ◇ 地域生活支援拠点等の機能の充実や相談支援専門員のスキルアップ等により、家族の支援や親亡き後の支援に取り組んでいきます。

主な事業展開

① 相談員制度の充実【福祉支援課】

事業概要	障害者の多様な相談に応じて、その自立と社会参加を支援するため、引き続き、身体障害者相談員、知的障害者相談員を設置します。 また、相談員の資質向上を図るため、研修等を実施し、身近な相談支援体制を充実させます。
------	--

② 計画相談支援の基盤整備【福祉支援課】

事業概要	利用者数に対して相談支援事業所と相談支援専門員が不足していることから、民間事業者等に対して新規参入の働きかけを行います。
------	--

③ 総合相談窓口の設置【福祉支援課】

事業概要	障害者のニーズとライフステージに応じた支援が行われるよう、総合的な相談支援を提供する窓口を相談支援事業所に設置します。
------	---

④ 就労相談の充実【福祉支援課】【産業振興課】

事業概要	障害者の就労相談については、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所等の関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。
------	--

⑤ 下松市地域自立支援協議会の充実【福祉支援課】

事業概要	下松市地域自立支援協議会の相談支援会議や専門部会（地域生活部会、就労部会、教育部会、医療的ケア児等支援部会）を活性化し、関係機関と連携して地域課題の把握と解決に努めます。
------	---

⑥ 親亡き後の支援【福祉支援課】

事業概要	地域生活支援拠点等の機能の充実や相談支援専門員のスキルアップ等により、家族支援や親亡き後の支援に取り組んでいきます。
------	--

(2) 障害福祉サービス等の充実

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 平成29年4月に自立訓練（機能訓練）事業所が、平成30年10月に自立訓練（生活訓練）事業所が新たに開設されました。
- 令和元年5月から重度の身体障害者等が自宅で入浴サービスを利用するために、「訪問入浴サービス」を開始しました。
- 利用者の利便やサービス提供にあたる人材確保の課題に対応するため、平成30年4月から同一の事業所で、障害福祉と介護保険の両方のサービスを提供できるようになりました。

現状と課題

- 障害者が在宅で地域生活を送れるよう、障害者総合支援法に基づき、在宅サービス、日中活動系サービス等を給付しています。
- 障害者が豊かな地域生活を送れるよう、社会参加のための外出支援や日中の居場所を提供しています。
- 同行援護のガイドヘルパーが不足しているため、視覚障害者の余暇活動等の外出支援に支障が出ています。
- 医療的ケアの必要な重度心身障害者、重度知的障害者、強度行動障害のある人に対して支援を行う事業所が不足しています。

今後の方針

- ◇ 障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、障害の特性や多様なニーズに応じたきめ細かなサービスの提供体制を整備していきます。
- ◇ 事業者に対して同行援護が実施できる体制の整備を促します。

主な事業展開

① 在宅サービスの充実【福祉支援課】

事業概要	障害者のニーズや実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的な充実に図ります。
------	--

② 日中活動系サービスの充実【福祉支援課】

事業概要	障害者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活介護事業所や就労系事業所などの日中活動の場を確保し、サービスの充実に図ります。また、常時介護を必要とする障害者が地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実に図るとともに、体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる社会資源の整備の促進に努めます。
------	--

③ 地域移行の推進【福祉支援課】

事業概要	グループホームの整備に努め、施設入所者等の地域生活への移行を推進します。
------	--------------------------------------

④ 移動支援事業【福祉支援課】

事業概要	障害者の自立した生活を支援するため、引き続き、余暇活動等、社会参加のための外出を支援します。
------	--

⑤ 日中一時支援事業【福祉支援課】

事業概要	障害者の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者の日中における活動の場を提供します。
------	--

⑥ 訪問入浴サービス事業【福祉支援課】

事業概要	歩行が困難な在宅の身体障害者又は難病患者等で家庭や公衆浴場で入浴が困難な人の自宅に浴槽を持ち込んで入浴の支援を行います。
------	--

⑦ 地域生活支援拠点等【福祉支援課】

事業概要	地域生活支援拠点事業所等との会議を定期的で開催し、相談や対応案件の事例検討、地域の課題解決に向けた方針の情報共有、緊急対応の予防措置等の進捗管理などを行い、関係者のスキルアップや連携強化を図ります。
------	---

(3) 保健・医療の充実

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 周南さわやか家族会により、発達障害や精神障害が気になりながらも、地域で社会生活が維持していける環境づくりに積極的に寄与していくことを目的とした「心の癒しサロン」が平成29年2月に開設されました。
- 令和2年3月に「誰も自殺に追い込まれることのない住みよいまち下松」を基本理念とした「下松市自殺対策計画」を策定しました。

現状と課題

- 地域活動支援センターを設置し、地域で生活する精神障害者と家族の相談支援を行いながら、日中の居場所を提供しています。
- 精神障害者の家族会が開催する講演会や交流会等の自発的な活動を支援しています。
- 高次脳機能障害のある人に対し、障害福祉サービスの給付を行い、自立訓練等のリハビリや就労移行支援等の就労支援を行っています。
- 各種健（検）診 や健康づくり事業等を行い、障害の原因となる疾病等の予防や早期発見・早期治療を進めています。
- 障害者が必要な医療を受け、健康な生活を送ることができるよう、医療費の負担軽減を図る必要があります。
- 精神保健、特に引きこもりや不登校など心の問題への対応については、学校や地域の相談支援機関等の連携強化と早期対応・相談体制の充実が必要です。
- こころの健康や病気などのメンタルヘルスに関する正しい知識の普及など、自殺対策への取り組みをより一層進めていく必要があります。
- 高次脳機能障害は外見だけでは分かりにくく、本人の自覚や家族の理解が得にくいことから、日常生活や社会復帰の支障になっており、相談支援体制の整備・充実を図る必要があります。

今後の方針

- ◇ 精神障害者の早期治療、社会復帰、社会参加を促進するため、保健、医療、福祉関係者の連携を強化します。
- ◇ 一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるように、施策の充実や環境づくりを進めていきます。

主な事業展開

① 自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）【福祉支援課】

事業概要	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療費を、自立支援医療費として支給します。
------	---

② 重度心身障害者医療費助成制度【福祉支援課】

事業概要	障害者とその家族の経済的負担を軽減するため、重度の心身障害者を対象とした医療費の助成を行います。
------	--

③ 各種健（検）診【健康増進課】

事業概要	各医療保険者による特定健診や各種がん検診の受診率の向上を図り、生活習慣病の早期発見、早期治療に努めます。
------	--

④ 健康づくり事業【健康増進課】

事業概要	健康的な生活習慣、健康づくりについて啓発し、市民の健康に対する意識の高揚に努めます。健康相談、健康教育や保健指導等を行い、生活習慣病等の予防と健康づくりを推進します。
------	---

⑤ 自殺対策事業【健康増進課】

事業概要	こころの健康に関する出前講座やリーフレットの配布等を行い、自殺対策の普及・啓発に努めます。また、臨床心理士による心の健康相談（ストレス相談）や、ゲートキーパー養成講座等を実施し、自殺の危険性が高い人への早期対応を図ります。
------	---

⑥ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【福祉支援課】

事業概要	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置するとともに「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。
------	---

⑦ 相談体制の整備【福祉支援課】【子育て支援課】【学校教育課】

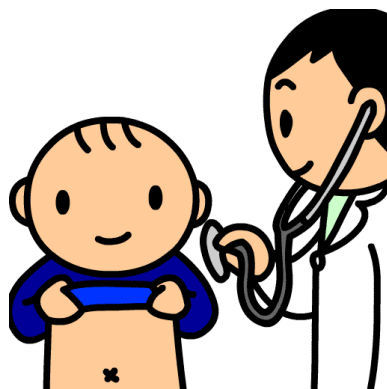
事業概要	引きこもりや不登校などの心の問題を抱える精神障害者及びその家族の多様なニーズに対応する相談体制の整備を図ります。
------	--

⑧ 難病患者等に対する障害福祉サービス等【福祉支援課】

事業概要	難病患者等の身体状況等に応じて必要な障害福祉サービス等が適切に提供されるよう、関係機関等と連携し、サービス調整の強化を図ります。
------	--

⑨ 高次脳機能障害に対する支援体制の充実【福祉支援課】

事業概要	高次脳機能障害の支援拠点機関である山口県立こころの医療センターや専門医療機関、相談支援事業所等と連携し、高次脳機能障害のある人が、相談、訓練等の適切なサービスを受けることができるよう、支援体制の整備、充実に努めます。
------	--



基本目標2 いきいきと暮らすことができる地域社会の実現

(1) 就労の支援と雇用の促進

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 平成28年度から障害者に生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び技能習得を目的として、障害者就労訓練事業を実施しています。
- 平成28年度から平成30年度まで、障害のある人の「働く」を考えるセミナーを開催しました。
- 平成30年度に市民や企業の担当者を対象とした精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催しました。
- 平成30年10月に就労継続支援B型事業所が、平成31年3月に就労継続支援A型事業が新たに開設されました。
- 平成30年4月に下松市工場等誘致奨励制度の改正を行い、雇用奨励金1人/30万円(1回限り)のところ、障害者雇用の場合は1人/40万円(3年度間)を加算することとしました。

現状と課題

- 令和2年6月1日の県内民間企業における障害者雇用者数は4,666.5人、実雇用率は2.61%となっており、ともに過去最高を更新しています。
- 障害者の就職への意識の高まりとともに、企業における障害者雇用の取り組みが進む中精神障害者や発達障害者の雇用も増加しています。
- 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入を推進しています。
- 精神障害者や発達障害者の職場定着は、必ずしも順調ではありません。障害者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労後の職場定着支援に取り組んでいく必要があります。

今後の方針

- ◇ 働く意欲のある障害者とその能力や適性に応じていきいきと働き、自立した生活を送ることができるよう、就労への円滑な移行促進、職業訓練や受注拡大や就労先の確保に努めていきます。
- ◇ 障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、就労定着支援事業所等の関係機関と連携し、障害者の雇用促進、就労定着等を支援します。

主な事業展開

① 下松市地域自立支援協議会就労部会【福祉支援課】

事業概要	下松市地域自立支援協議会就労部会において、企業に対する障害者雇用への理解の促進、障害者雇用率制度や国等の相談・援助・助成金制度の周知に努めます。
------	--

② 就労に関する相談体制等の充実【福祉支援課】【産業振興課】

事業概要	就職を希望している障害者、あるいは在職中の障害者が抱える課題に応じて、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、相談支援事業所等と連携し、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。
------	--

③ 福祉的就労の場の確保【福祉支援課】

事業概要	障害者が自ら選択した職業で、自立した社会生活の実現が可能となるよう、福祉的就労の場である障害者就労施設での訓練（就労移行支援、就労継続支援）を推進します。
------	---

④ 障害者施設からの優先調達【福祉支援課】

事業概要	障害者就労施設等からの物品等の優先調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品やサービスの優先発注を推進します。
------	--

⑤ 就労定着支援【福祉支援課】

事業概要	就労移行支援等から一般就労へ移行した人を対象に、就労の継続を図るため、就労先や自宅等を訪問し、就労に伴う生活面の課題に対して必要な助言や関係機関等との連絡調整などを行います。
------	---

⑥ 就労訓練サポート事業【福祉支援課】

事業概要	就労系の事業所に通う障害者に対し、就労訓練サポート費として交通費と訓練に係る経費を支給します。
------	---

⑦ 職場実習支援金【福祉支援課】

事業概要	障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターが行う職場実習等を受ける障害者に対し、支援金を支給します。
------	---

⑧ 就労訓練事業【福祉支援課】

事業概要	障害者に生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び技能習得を目的として、就労訓練事業を実施します。
------	--

⑨ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の企業への周知【産業振興課】

事業概要	ハローワークが実施している「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」について企業への周知を行います。
------	---

(2) 障害者スポーツと文化芸術活動の促進

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 下松市地域自立支援協議会教育部会において、障害のある方や総合支援学校・支援学級に通う児童生徒の絵画や工作など様々な作品の展示会を毎年開催しています。
- 平成29年度に携帯型ヒアリングループシステムを導入し、講演会や各種イベントで活用しています。
- 平成30年6月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行され、障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進することとされました。

現状と課題

- 障害者がスポーツやレクリエーション、文化芸術活動を行うことは、健康増進だけにとどまらず、障害者の社会参加という観点からも大変重要です。
- キラリンピック（山口県障害者スポーツ大会）の開催などにより、障害者スポーツの普及と競技人口の拡大が進んできました。
- レクリエーションを楽しむ機会を提供するため、障害者団体等と協働して、周南3市ふれあいフェスタを開催しています。
- 山口県障害者芸術文化祭の周知を行い、出展を広く募っています。
- 障害者が自身の興味や関心に合わせてスポーツを楽しみ、交流ができる環境づくりが必要です。
- 障害の有無にかかわらず文化芸術を気軽に楽しめる環境として、鑑賞や活動、発表の場の充実が求められています。

今後の方針

- ◇ キラリンピック（山口県障害者スポーツ大会）などの参加を支援し、参加の機会の拡大を図ります。
- ◇ 障害者や障害者団体などによるスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動への支援を行います。
- ◇ 手話通訳者や要約筆記者を派遣し、障害者が講演会や芸術活動などへ参加しやすい環境づくりに努めます。

主な事業展開

① スポーツ・レクリエーション活動への参加促進【福祉支援課】【地域交流課】

事業概要	キラリンピック（山口県障害者スポーツ大会）への参加を呼びかけます。また、障害者団体等と連携し、スポーツ・レクリエーション教室や身体障害者ふれあいフェスタを開催します。
------	---

② 文化芸術活動の支援【福祉支援課】【生涯学習振興課】

事業概要	山口県障害者芸術文化祭への出展を呼びかけるとともに、創作活動等について、発表の場の確保や展示機会の創出に取り組みます。また、障害のある方や総合支援学校・支援学級に通う児童生徒の絵画や工作などの作品展示会を開催します。
------	--

③ スポーツボランティアバンクの設置【地域交流課】

事業概要	スポーツボランティアバンク設置事業により、ボランティアの登録を促進し、障害者スポーツイベントに対するボランティアの参加を促します。
------	---

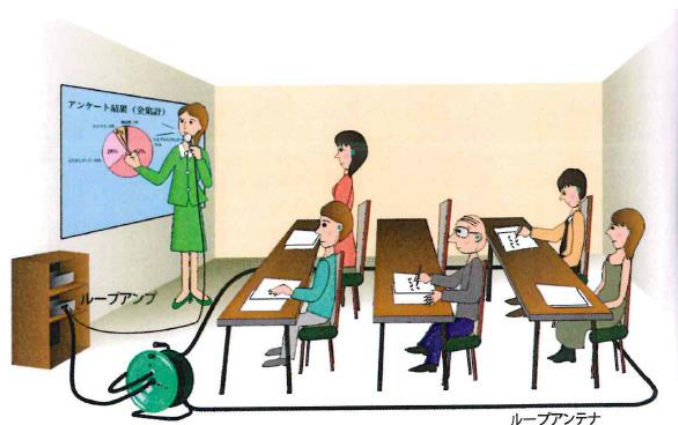
④ イベント等における配慮【福祉支援課】

事業概要	イベント等の主催者に対し、障害者が参加しやすい場として配慮されるよう、会場環境及び運営面等に対して理解と協力を求めます。また、市が主催するイベント等については、手話通訳者や要約筆記者の配置、ヒアリンググループの設置等の配慮を行います。
------	---

⑤ バリアフリー映画の普及【福祉支援課】

事業概要

聴覚障害者及び視覚障害者が映画を楽しむことができるよう、関係団体の協力の下、バリアフリー映画の普及に向けた取組を推進します。



(3) 障害児支援の充実

ア 地域療育体制の充実

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 平成28年8月に発達障害者支援法の一部改正が施行され、発達障害者の教育、就労、地域における生活等における支援の充実が規定されました。
- 発達障害講演会を実施し、広く市民に向けて発達障害について周知活動を行いました。
- 平成30年度に子どもが適切な支援につながるよう、生まれてからの成長過程や生活の様子などを記録できる個人サポートファイルを改訂しました。
- 平成30年4月に児童福祉法の一部改正が施行され、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（障害児福祉計画）を定めることとなりました。
- 平成30年1月及び令和2年1月に放課後等デイサービス事業所が開設されました。
- 平成30年度から視覚支援を家族で具体的に学び活用できるよう、幼少期からの視覚支援の理解促進と啓発を図るとともに、参加者や協力員の交流・情報交換の場とし、相互相談も可能な環境を育むため「先輩ママの子育て勉強会」を開催しています。
- 令和元年3月に医療的ケア児等を支援するための協議体を立ち上げ、令和元年度からは、下松市地域自立支援協議会の専門部会に医療的ケア児等支援部会を位置づけました。

現状と課題

- 療育を必要とする障害児に対して、児童福祉法に基づき、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業を実施しています。
- 児童福祉法に基づき障害児福祉計画を策定し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に努めています。
- 障害のある児童生徒に対するサービスは、まだまだ不十分な現状です。特に放課後や休日に利用できるサービスの確保・充実が求められています。

- 発達障害の相談件数は年々増加しており、発達障害のある人に対しては、県の発達障害者支援センターと連携を図りながら支援体制を整備する必要があります。
- 妊婦健診、乳幼児健診、5歳児発達相談、新生児・乳幼児訪問指導、ことばの相談、元気っ子教室等を実施し、乳幼児の障害の早期発見・早期対応に取り組んでいます。子どもの成長に合わせて情報を引き継ぎ、一貫した保健・医療や福祉、教育との連携体制の充実の必要があります。

今後の方針

- ◇ 障害のある児童生徒をもつ親同士の交流・情報交換の場の充実を図ります。
- ◇ 子どもの成長に合わせて情報を引き継ぎ、一貫した保健・医療や福祉、教育との連携体制の充実に努め、途切れのない発達支援を実施します。

主な事業展開

① 療育サービス【福祉支援課】

事業概要	障害のある児童や家族が身近な地域で適切な療育サービスを利用できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などサービス提供体制の整備を進めます。
------	--

② 在宅サービス【福祉支援課】

事業概要	障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、障害児を一時的に預かって見守る日中一時支援事業等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
------	--

③ 発達障害に対する支援【福祉支援課】【健康増進課】

事業概要	発達障害については、ライフステージに応じた一貫した支援が必要なため、関係機関と連携し、きめ細かな支援を行うとともに、発達障害に対する正しい知識の普及と理解促進に努めます。
------	---

④ 乳幼児健診【健康増進課】

事業概要	乳幼児健診の受診率のさらなる向上を図ることにより、発達支援と障害の早期発見をし、適切な医療や専門的な療育へとつなげていく体制づくりに努めます。また、未受診者には受診勧奨を行い、状況把握に努めます。
------	--

⑤ 5歳児発達相談【健康増進課】

事業概要	年中児に対し、子どもの発達を促し親・保護者の育児不安の解消を促すため、5歳児発達相談を行っています。専門家による相談を実施し、親・保護者が感じる養育上の困難感への対応、保育園・幼稚園での集団生活上の課題への対応と、円滑な就学支援を行います。
------	--

⑥ ことばの相談【健康増進課】

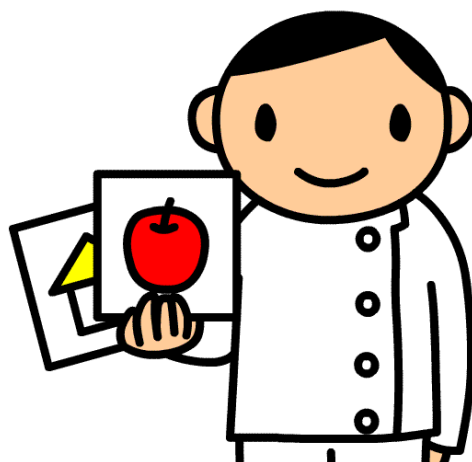
事業概要	1歳6か月児・3歳児健診や各種相談等から発達について心配のある幼児と親・保護者に対し、心理士による幼児の「ことばの相談」を行います。また、親子の関わりを深め発達を促す「元気っ子教室」や医療機関、ことばの教室等を紹介します。
------	---

⑦ 放課後児童クラブ【子育て支援課】

事業概要	障害のある子どもの育成支援が適切に図られるよう、個々の子どもの状況に応じた施設設備や育成支援の内容、職員体制等の環境整備等により、可能な限り受入れに努めます。
------	---

⑧ 個人サポートファイル【福祉支援課】

事業概要	子どもが適切な支援につながりやすくするよう、子どもが生まれてから成人期までの成長の過程や生活の様子などを記録することができるサポートファイルの活用を促進します。
------	--



イ 教育の充実

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 平成28年4月に施行された障害差別解消法により、国公立学校における合理的配慮が義務になりました。

現状と課題

- 平成19年の学校教育法改正において、障害のある子どもの教育に関する基本的な考え方について、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換が行われました。
- 平成23年7月に改正された障害者基本法により、国及び地方公共団体は、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならないこととされました。
- 平成25年9月に施行された学校教育法施行令の一部を改正する政令において、市町村の教育委員会が、個々の児童生徒について障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められました。
- 一人ひとりの障害の特性や教育的ニーズを把握し、適切な相談・支援を行う特別支援教育を積極的に推進する必要があります。
- 各学校の設置者及び学校は、共生社会の形成に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けるというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供が必要です。

今後の方針

- ◇ 全ての教職員が特別支援教育についての正しい理解と認識を深め、児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、学校内の支援体制の充実に努めます。

主な事業展開

① 相談・支援体制の充実【学校教育課】

事業概要	校内委員会等の整備や個別の教育支援計画の作成等、障害のある児童生徒一人ひとりの実情を踏まえたきめ細かな相談・支援体制の構築に努めます。また、教育的ニーズに応じた適切な相談・支援の充実を図るため、医療・福祉等の関係機関と一層の連携を図ります。
------	--

② 教職員の専門性の向上【学校教育課】

事業概要	障害のある児童生徒一人ひとりの実情を的確に把握し、早期から適切な指導及び必要な支援を行うことができるよう、研修会や事例検討会を計画的に実施し、教職員の専門性の向上に努めます。
------	---

③ 特別支援教育教員補助員の配置【学校教育課】

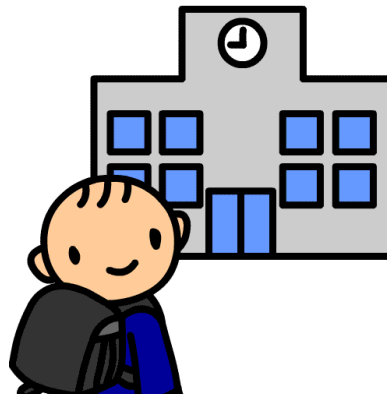
事業概要	障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、個に応じた適切な指導・対応を充実させるために、教員補助員を配置し、特別支援教育の質的な充実・向上に努めます。
------	---

④ 進路指導の充実【福祉支援課】【学校教育課】

事業概要	障害のある生徒の進路が、一人ひとりの障害の状態や特性に応じて保障されるよう、高校や特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を強化し、進路指導の充実を図ります。
------	---

⑤ 学校施設・教育設備等の充実【教育総務課】

事業概要	障害のある児童生徒一人ひとりの実情を踏まえ、安全で、安心して学校生活を送ることができるよう学校施設の改修や教育設備等の充実を図ります。
------	---



(4) 自立・社会参加への支援

ア 外出に向けた支援

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 平成28年度に下松市地域自立支援協議会地域生活部会が外出支援サービスガイドを作成しました。
- 平成30年度から透析治療により定期的な通院が必要な方の福祉タクシー券の支給枚数を増加しました。
- 令和元年度から健康増進課（保健センター内）でやまぐち障害者等専用駐車場利用証の配布を始めました（妊産婦の方のみ）。

現状と課題

- 電車やバス等の公共交通機関を利用することが困難な障害者にとって、社会参加や通院には、家族の送迎やタクシーでの移動が欠かせません。
- 障害者の移動・交通対策として、福祉タクシー助成事業を実施しています。
- 障害者が地域社会の一員として、社会参加を促進するには、身体・精神的な負担の軽減だけでなく、経済的な負担も軽減する必要があります。

今後の方針

- ◇ 外出や移動の支援を目的とした移動支援事業の一層の充実を図るとともに、制度の周知に努めます。
- ◇ 外出による経済的な負担を軽減するため、福祉タクシー助成事業や自動車運転免許取得・自動車改造等の助成を継続します。

主な事業展開

① 移動支援事業【福祉支援課】

事業概要	移動が困難な障害者が充実した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を行うとともに、必要な支援が行き届くよう、制度の周知に努めます。
------	--

② 自動車運転免許取得、自動車改造等の助成【福祉支援課】

事業概要	障害者の自動車による移動を支援するため、自動車運転免許取得や自動車改造等に対する費用の助成を行います。
------	---

③ 福祉タクシー助成事業【福祉支援課】

事業概要	社会参加や通院及び経済的な負担軽減のため、福祉タクシー利用料金の助成を継続します。
------	---

④ 身体障害者補助犬の利用促進【福祉支援課】

事業概要	身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の利用促進を図るとともに、公共施設や民間施設において、身体障害者補助犬の同伴を拒否されないことがないように、市民や事業者への理解を促進します。
------	--

⑤ やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の周知【福祉支援課】【下松市社会福祉協議会】

事業概要	歩行や乗降が困難な人が、事前に山口県から交付を受けた利用証を提示し、施設が確保した「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用できる「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知を図ります。
------	---



イ 経済的自立の支援

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 平成28年4月から家計に課題を抱える生活困窮者の相談に応じ、専門的な助言等を行う家計改善支援事業を実施しています。

現状と課題

- 障害者が地域で自立した生活を営むための制度として、公的年金や各種手当の支給、医療費の給付・助成制度等があり、障害者の生活保障として大きな役割を果たしています。
- 公的年金や各種手当など、障害者に対する所得保障制度については、受給資格を有する障害者が、制度を知らないことで、不利益が生じないように、より一層の周知が必要です。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し包括的な支援を行う制度として、平成27年4月から自立相談支援事業、平成28年4月から家計改善支援事業を下松市社会福祉協議会に委託しています。
- 生活困窮者自立支援事業については、第2のセーフティネットとして支援の効果が現れている一方で、生活に困窮しているが相談に結びついていない人を適切に自立相談支援機関につなげるように関係機関と連携する必要があります。

今後の方針

- ◇ 生活に困窮している人が相談できるよう、生活困窮者自立支援事業についての周知を図るとともに、幅広いニーズに対応していくため、事業の充実を図ります。
- ◇ 受給資格を有する人が、障害年金や特別障害者手当等の各種手当を受給できないことが無いよう、制度の周知に努めていきます。

主な事業展開

① 各種手当・医療費の助成【福祉支援課】

事業概要	特別障害者手当などの各種手当や、医療費の給付・助成制度等の適切な実施を図り、障害者や家族の経済的負担を軽減します。
------	---

② 障害年金・特別障害者手当等の周知【保険年金課】【福祉支援課】

事業概要	障害年金や特別障害者手当等の各種手当、障害者の生活保障となる福祉制度について、広報やホームページ等を通じて一層の周知を図ります。
------	--

③ 心身障害者扶養共済制度【福祉支援課】

事業概要	心身障害者の保護者に万が一のことがあったときに、残された障害者の生活安定のため、終身一定の年金が支給される「心身障害者扶養共済制度」の周知を図るとともに、掛金の一部を助成します。
------	---

④ 生活困窮者自立支援事業の充実【福祉支援課】【下松市社会福祉協議会】

事業概要	生活に困窮している人が相談できるように、事業の周知を行うとともに、相談体制の充実を図ります。また、幅広いニーズに対応していくため、就労準備支援事業など新たな事業にも取り組んでいきます。
------	--

基本目標3 誰もが暮らしやすい地域社会の実現

(1) 差別の解消及び権利擁護の推進

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、法に基づく推進体制として平成28年10月に下松市地域自立支援協議会を障害者差別解消支援地域協議会として位置づけました。
- 平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進計画）の策定に努めることとされました。そのため、令和3年3月に下松市成年後見制度利用促進基本計画を下松市地域福祉計画と一体的に策定しました。
- 平成30年度から障害や障害者の一層の理解の促進と、異なる障害者とその家族、支援機関等の交流を推進するため、「笑いでハートチャージ交流会」を開催しています。

現状と課題

- 障害者差別解消法の円滑な推進に向け、パンフレットやホームページによる啓発に努めています。
- 障害者虐待防止センターを福祉支援課内に設置するとともに、虐待防止マニュアルを作成するなど、虐待の防止、障害者の保護、支援等を行っています。
- 自分の権利を自分で守りにくい人たちが地域で安心して生活を営めるよう、成年後見制度の利用を促進しています。
- 障害者に対する差別の解消を図るには、様々な機会を捉え、障害及び障害者に対する正しい知識の普及と理解促進が必要です。
- 障害者の権利擁護を図るため、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の防止等に取り組む必要があります。
- 障害の特性により、生活する上で十分な自己決定や意思表示が困難な場合は、人権や財産などの侵害が発生しないよう、成年後見制度の利用が進むよう支援する必要があります。

今後の方針

- ◇ 関係機関等と連携し、市民や事業者の「障害者差別解消法」の理解を深め、障害を理由とする差別の解消と合理的な配慮の提供に向けた取組を進めます。
- ◇ 障害者の虐待防止について周知・啓発を図るとともに、関係機関との密接な連携を図り、虐待の早期発見・早期対応に繋がります。
- ◇ 日常生活の中で本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、関係機関などと連携し、成年後見制度の支援と各種サービスの提供などを包括的・一体的に行うことにより、障害者が抱える生活課題の解決に努めます。

主な事業展開

① 障害者理解の促進【福祉支援課】

事業概要	市民等を対象とした講演会や交流会を開催し、障害特性や必要な配慮等について理解の促進を図ります。また、障害者が利用する視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）や身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等に対する理解を推進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。
------	--

② 障害者の差別解消【福祉支援課】

事業概要	障害者差別解消法の円滑な推進に向け、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発の推進に取り組んでいきます。また、障害者やその家族等から障害を理由とする差別に関する相談を受けるため、差別に関する紛争の防止、解決を図るための体制強化に努めます。
------	--

③ 障害者の虐待防止【福祉支援課】

事業概要	障害者の権利利益の擁護を図るため、障害者虐待に関する相談や通報を受け付け、適切な周知・啓発・指導を行うことにより、虐待の未然防止及び早期発見に努めます。
------	--

④ 成年後見制度の周知及び利用促進【長寿社会課】【福祉支援課】

事業概要	判断能力に欠ける、不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続きにより成年後見人などを選任し、本人に代わって契約を締結することなど、本人の判断能力を補う制度である「成年後見制度」の周知及び利用促進を図ります。
------	---

(2) 行政サービス等における配慮

ア 行政機関等における配慮

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 平成28年10月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する下松市職員対応要領を策定しました。
- 福祉支援課の窓口にて、平成30年度にモバイル型対話支援システムを、令和元年度に遠隔手話通訳サービスが利用できるタブレット端末を設置しました。

現状と課題

- 平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づき、行政機関等が、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合には、必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととされています。
- 市の管理する施設の窓口にて「耳マーク」を設置し、筆談等の申し出に対する配慮を行っています。また、障害福祉の窓口には、モバイル型対話支援システムや遠隔手話通訳サービスが利用できるタブレット端末を設置しており、持ち運ぶことにより他の窓口でも利用可能です。
- 障害者が適切な配慮を受けることができるよう、窓口等の体制づくりに努める必要があります。

今後の方針

- ◇ 職員の障害者理解を促進することにより、事務・事業の実施において障害者への合理的な配慮を徹底します。

主な事業展開

① 事務・事業実施における合理的な配慮【総務課】

事業概要	事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する下松市職員対応要領に沿って、適切に対応していきます。
------	---

② 職員研修の充実【総務課】

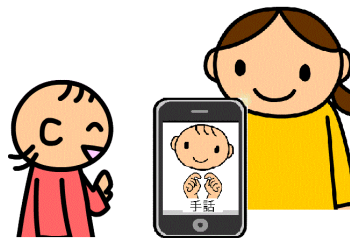
事業概要	障害者に対し適切な配慮を行うことができるよう、職員研修を計画的に実施するとともに、より効果的な研修の実施に努めることで職員の障害者理解の促進を図ります。
------	--

③ 遠隔手話通訳サービスの設置【総務課】【福祉支援課】

事業概要	聴覚障害者や中途失聴者が市役所の窓口で各種相談や手続等を行う際 の意思伝達を支援するため、遠隔手話通訳サービスの市役所内の各部署 への周知、利用促進を行います。
------	--

④ 行政情報の提供【地域政策課】

事業概要	行政情報の提供に当たっては、年齢や障害の有無に関係なく、誰もが必 要な情報を入手できるよう、情報アクセシビリティに配慮した情報提供 に努めます。
------	--



遠隔手話サービスイメージ図

イ 選挙等における配慮

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 平成30年4月執行の下松市議会議員選挙から期日前投票所及び市内28投票所に耳マーク及び選挙用コミュニケーションボードを設置しています。

現状と課題

- 平成23年8月に施行された改正障害者基本法により、国及び地方公共団体は、選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならないこととされました。
- 平成25年6月に施行された改正公職選挙法により、成年被後見人の選挙権の回復が図られるとともに、公正な選挙の実施を確保するための新たな取組がうたわれています。
- 選挙事務を行うにあたっては、障害者が、その権利を円滑に行使することができるよう配慮する必要があります。

今後の方針

- ◇ 各種選挙において、障害者が円滑に投票できるようにするため、必要な措置を講じ投票環境の整備に努めます。

主な事業展開

① 投票所における配慮【選挙管理委員会事務局】

事業概要	視覚障害者が円滑に投票できるよう、点字投票用点字器の配備を行います。また、聴覚障害者が投票所で円滑な意思疎通ができるよう、耳マークやコミュニケーションボードを配置します。 移動が困難な障害者が投票所内でスムーズな移動ができるよう、投票所内の段差解消や必要に応じて車いすの配備等を行い、投票環境の向上を図ります。
------	--

② 代理投票の適切な実施【選挙管理委員会事務局】

事業概要	心身の障害等で投票用紙に自書できない障害者が、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施に努めます。
-------------	---

③ 選挙機会の確保【選挙管理委員会事務局】

事業概要	指定病院等における不在者投票や郵便等による不在者投票の制度について周知を図ることにより、投票所での投票が困難な障害者の選挙機会の確保に努めます。
-------------	--

コミュニケーションボード

筆談希望

●入場券がありません。
届いていない
家に忘れた
無くした

ご本人様と確認できれば、投票できます。

住所 氏名 生年月日

●候補者が分かりません。

氏名一覧があります。選挙公報もお貸しできます。

●字が書けません。

補助者が代筆できます。

●書き間違えました。

二重線で訂正してください。

●書き方が分かりません。

衆院選

小選挙区 比例代表 国民審査

参院選

選挙区 比例代表

地方選挙

知事選・県議選
市町村選挙

●トイレはありますか。

トイレは…
あちらにあります。ご利用ください。
申し訳ありません。トイレはありません。

●分からないことがあります。
相談したいことがあります。

筆談ができます。
筆談対応できます

(3) 防災・防犯対策の推進

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 令和元年から「障がいのある人たちのための防災&支援ガイドブック」を窓口、各種イベント等で設置、配布をしています。
- 平成30年度に下松市地域自立支援協議会地域生活部会において、障害者の防災・避難対策について協議を行いました。
- 平成30年6月に一般の避難所で生活することが難しいと判断した要配慮者に、法人が運営する施設に家族などと一時的に避難する「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しました。

現状と課題

- 市内の要配慮者施設である障害者施設等と連携し、災害時の情報伝達訓練等を行っています。
- 病気やケガ等の救急場面や避難所等でスムーズに意思疎通が図られるよう、救急車両や避難所にコミュニケーションボードを設置しています。また、聴覚障害者や視覚障害者が災害時等に必要な情報や支援を得ることができるよう、避難時等着用ベストを配布しています。
- 音声で緊急通報をすることが困難な障害者がファックスやメールにより緊急通報する従来のシステムに加えて、新たに導入したNet 119緊急通報システムの運用を開始します。
- 緊急時等において、障害者が安心して通報できるよう各緊急通報システムを周知し利用の促進を図る必要があります。
- 災害時、避難行動要支援者が近隣住民などから支援を受け、早期の避難行動を起こすことができる仕組みの構築を図る必要があります。
- 本市では、福祉避難所として保健センター及び地域交流センターを指定しています。また、災害時には、一般の避難所においても福祉避難スペースの確保に努め、福祉避難所の機能を段階的に設定します。

- 福祉避難所の受け入れも限られているため、一般の避難所で生活している人から優先度をつけ、福祉避難所で生活する方が望ましい人を判断する体制を構築する必要があります。また、障害の特性から、普段から慣れている場所に避難する方が望ましい場合もあることから、平時から訓練への参加などの取組を進める必要があります。
- 「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を10法人と締結しています。この協定は、一般の避難所で生活することが難しいと判断した要配慮者に、法人が運営する施設に家族などと一時的に避難していただくものです。福祉避難所の設置・運営が円滑に行われるよう、法人との意見交換や訓練を定期的実施することが重要です。

今後の方針

- ◇ 「障がいのある人たちのための防災&支援ガイドブック」や広報、ホームページ等による啓発や情報入手手段の周知に努めます。
- ◇ 障害者が地域社会において安全・安心な生活を送るため、障害者の特性に配慮した支援策を講じ、災害や火災等による被害の未然防止に努めます。

主な事業展開

① 避難行動要支援者支援体制の充実【長寿社会課】

事業概要	定期的に避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）を更新し、避難を支援する団体などとの情報共有に努めています。災害等の緊急時に円滑かつ迅速な避難確保のため、自主防災組織とも連携し、避難行動要支援者の支援体制の充実を図ります。
------	--

② くだまつ防災メール【防災危機管理課】

事業概要	避難勧告等の防災情報を避難行動要支援者に確実に伝達するため、くだまつ防災メール配信サービスの利用者拡大を図ります。また、避難行動要支援者の内、避難支援プラン提出者や要配慮者利用施設に対して防災ラジオの無償貸与を行います。
------	--

③ 避難準備情報【防災危機管理課】

事業概要	人的被害の発生する可能性が高まった場合、避難行動に時間を要する障害者や高齢者に対して「避難準備・高齢者等避難開始情報」を発令し、早期避難を呼びかけます。
------	--

④ 円滑な福祉避難所の設置・運営【長寿社会課】【健康増進課】

事業概要	防災備蓄品の備えの強化、協定締結法人との意見交換や訓練を実施し、福祉避難所の円滑な設置・運営を図ります。
------	--

⑤ 緊急通報装置【長寿社会課】

事業概要	ひとり暮らし等で、健康上注意を要する身体障害者や高齢者等に対して、緊急事態が発生した場合に速やかに連絡が取れる緊急通報装置を設置することにより、日常生活の安全確認等に努めます。
------	--

コミュニケーションボード 災害

「具体的に」「ゆっくり」「やさしく」
話しかけてください

たべる Eat
のむ Drink
ねる Sleep

はい Yes
いいえ No
トイレ Restroom

移動する Move
待つ Wait
手当て Care

コミュニケーションボード 災害

あなたの？
What is your...?

名前 Name
住所 Address
電話番号 Telephone Number

身体障害者手帳
療育手帳
肢体障害者
保健福祉手帳

登録簿 Register card
ヘルプカード
ヘルプカード

いたるところはどこ？
Where does it hurt?

災害避難所	避難先 避難方法	避難先 避難方法	避難先 避難方法
東山小学校(体育館) 41-0573 直昇 東山中学校 41-0577 下中山小学校(体育館) 41-0571 下中山中学校(体育館) 41-0561 児童福祉センター 41-5627 東山公民センター 48-6886 中山公園 41-5996 東山児童館 41-5821	東山公民館 48-3110 直昇 久慈公民館 46-0790 直昇 下中山公民館 48-3786 直昇 東山児童センター 41-8486 東山公民館 41-2641 直昇 東山中学校(体育館) 44-8621 東山小学校(体育館) 41-2841 東山小学校(体育館) 41-2831 中学校	東山中学校(体育館) 41-8117 直昇 中山公園 41-2517 直昇 セリオーパラス 41-0176 直昇 中山公園 41-2420 直昇 東山公園 41-2088 直昇 中山公園 41-5888 直昇	避難先 避難方法 東山公民館 41-8486 直昇 東山公園 41-2088 直昇 中山公園 41-2088 直昇 中山公園 41-2088 直昇

東山町 東山町福祉センター 東山町福祉センター 東山町福祉センター
東山町福祉センター 東山町福祉センター 東山町福祉センター
東山町福祉センター 東山町福祉センター 東山町福祉センター

(4) 生活環境の整備の推進

ア 公共施設等のバリアフリー化の推進

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 橋上駅である下松駅において、令和元年9月に南北自由通路（市道橋上通り）にエレベーターが設置されたことにより、西日本旅客鉄道株式会社と共同で実施していた下松駅のバリアフリー工事が全て完了しました。

現状と課題

- ユニバーサルデザインやバリアフリーなど、都市環境の面からも福祉的基盤の必要性は高く、道路や公共施設、住宅等のバリアフリー化を進めています。
- 障害者が活動範囲を広げ、生きがいのある生活を実現するため、安全で自由に外出できる道路・交通の環境整備をより一層充実していく必要があります。

今後の方針

- ◇ 障害者の社会参加の促進、安全で快適な暮らしの実現を図るため、交通機関や公共的施設等におけるバリアフリー化の推進に努めます。

主な事業展開

① 公共施設の整備【住宅建築課】

事業概要	公共施設については、障害者にも安全かつ快適に利用できるよう、スロープ、エレベーター、多目的トイレ（オストメイト用の機能を含む）など、障害者に配慮した施設整備を行います。
------	--

② 道路空間のバリアフリー化【土木課】

事業概要	歩行者等の通行幅員を可能な限り確保しつつ、歩車道境界ブロックやマンホール、舗装はがれ等による段差・がたつきの解消、通行の障害となる大きくなりすぎた街路樹の植え替えや不法占用物件の除去に努めます。また、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）等の交通安全施設を必要に応じて整備するとともに、適正な維持管理を行う等、道路空間のバリアフリー化を進めます。
------	--

③ 公共交通機関の利便性の向上【企画政策課】

事業概要	車両のバリアフリー化による公共交通機関の利便性の向上を図るため、交通事業者等に対して働きかけていきます。
------	--

④ 下松駅の機能の向上【企画政策課】

事業概要	交通拠点である下松駅については、障害者や高齢者等が利用しやすいよう、引き続き利便性の向上や安全性の維持に努めていきます。
------	--

⑤ 公園のバリアフリー【都市整備課】

事業概要	誰でも支障なく公園の利用ができるよう、出入り口や園路、園内施設等におけるバリアフリー化、障害者用駐車場の設置、座って休める設備や空間の最大限の確保等に努めます。
------	--

⑥ 放置自転車撤去事業【土木課】

事業概要	下松駅周辺の迷惑駐輪に対して指導を行なうとともに、交通安全県民運動に併せ、定期的（年2回）に市内各駅駐輪場の放置自転車等の撤去を行います。
------	---



イ 住宅の確保

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 既設のグループホームの改築により、平成30年4月から共同生活援助の利用定員が5人増加しました。また、グループホームの改築にあたり改築費用の一部を助成しました。
- 令和元年度に山口県居住支援協議会エリア別意見交換会（周南エリア）が開催されました。

現状と課題

- 障害者が、住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、『住まいの場』の確保が重要ですが、障害者に対応する民間・公営住宅やグループホームは不足しています。
- 障害者の多様な暮らしを支援していくためには、グループホームとともに様々な形で「住まいの場」を増やしていくことが重要です。

今後の方針

- ◇ 住み慣れた地域での暮らしを継続するため、地域生活に必要な住まいの場の確保や支援に取り組みます。

主な事業展開

① グループホームの確保【福祉支援課】

事業概要	民間事業者等に対して、日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備について働きかけます。
------	--

② 市営住宅の整備【住宅建築課】

事業概要	市営住宅の建替えの際には、バリアフリー化に配慮した計画としており、旗岡市営住宅建替計画では、新たに車椅子利用者のための住戸や障害者用駐車場の整備を行います。
------	--

③ 障害者住宅改修に対する助成【福祉支援課】

事業概要	在宅の重度身体障害者の日常生活を容易にするとともに、介護を行う家族等の負担軽減を図るため、居室、トイレ、浴室などの改修費用に対して助成を行います。
------	---

④ 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進【福祉支援課】

事業概要	障害者世帯、高齢者世帯などの住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対し、山口県居住支援協議会において、民間の関係団体などと連携し民間賃貸住宅への円滑な入居の促進などに努めます。
------	---



ウ 情報提供の充実

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 平成28年度から視覚障害者向けの血圧計の支給を開始しました。
- 平成30年度から視覚障害者向けの体温計、体重計、血圧計の対象範囲を拡大しました。
- 令和元年度から聴覚障害者向けに人工内耳体外装置、電池、充電電池、充電器の支給を開始しました。

現状と課題

- 文字による情報入手が困難な障害者等のために、市広報や市議会だより等、地域生活をするうえで必要度の高い情報を音声で提供しています。
- 視覚障害者や聴覚障害者等に対して、情報・意思疎通支援用具を給付しています。
- 意思疎通支援者である手話通訳者や要約筆記者を派遣し、情報提供の充実に努めています。
- 障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

今後の方針

- ◇ 視覚障害者や聴覚障害者等に対し、市からの情報発信の手段として、音声、手話通訳等の活用や広報誌・市ホームページの充実など、計画的に情報のユニバーサルデザイン化を推進します。
- ◇ 市が作成する文書やチラシ等においても、文字の大きさや色の組合せ等を考慮し、全ての人にとって見やすく、分かりやすい情報提供に努めます。

主な事業展開

① 情報提供の充実【福祉支援課】【地域政策課】

事業概要	視覚障害者や聴覚障害者等に対し、市からの情報発信の手段として、音声、手話通訳等の活用や広報誌・市ホームページの充実など、計画的に情報のユニバーサルデザイン化を推進します。 また、市が作成する文書やチラシ等においても、文字の大きさや色の組合せ等を考慮し、全ての人にとって見やすく、分かりやすい情報提供に努めます。
------	--

② 情報・意思疎通支援用具の給付【福祉支援課】

事業概要	視覚障害者や聴覚障害者等に対して情報・意思疎通支援用具を給付するとともに、障害者団体の意見等を参考に、必要に応じて給付対象品目の見直しや追加を行います。
------	--

③ 手話通訳者・要約筆記者の派遣【福祉支援課】【下松市社会福祉協議会】

事業概要	障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
------	--

④ 奉仕員養成講座の開催【福祉支援課】

事業概要	手話奉仕員、点訳・音訳奉仕員の養成講座等の実施により、人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援の充実に努めます。
------	---

⑤ 点字・声の広報等発行事業【福祉支援課】【地域政策課】

事業概要	文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを提供します。
------	--

(5) 地域力を活かした支え合いの推進

第三次下松市障害者計画期間の振り返り

- 平成28年度に下松市地域自立支援協議会就労部会が一般市民向けの「あいサポート一研修」を開催しました。
- 平成31年3月から県が作成したヘルプマークを市役所窓口で配付することになりました。

現状と課題

- 下松市社会福祉協議会では、「福祉の輪づくり運動」を実施していますが、地域における見守り・支え合い体制強化のため、平成26年度から福祉員活動の重点活動を定め推進しています。
- 山口県では、障害者に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで、障害者が暮らしやすい地域社会を作っていくことを目的とした、あいサポート運動を推進しています。
- 障害等を抱えた人が外出先などで困った時に周囲の人に見せ、手助けを求めるヘルプカードやヘルプマークを配布しています。
- 障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における見守り・支え合い体制の充実及び、地域福祉推進のために必要な環境の整備が求められています。

今後の方針

- ◇ ボランティア活動が地域福祉の充実に繋がるため、ボランティア活動に取り組みやすい環境の整備やボランティア活動の支援を通じ、活動の活性化を図ります。
- ◇ 障害者が暮らしやすい地域共生社会を実現させるため、「あいサポート運動」の更なる推進を図ります。

主な事業展開

① 福祉の輪づくり運動【福祉支援課】【下松市社会福祉協議会】

事業概要	下松市社会福祉協議会と連携し「福祉の輪づくり運動」を更に進めるとともに、福祉サービスを必要とする人や困難事例が発生したとき解決の方法を検討し、地域の人々やボランティア等と見守り・支え合い体制の充実を図り、障害者が地域で安心して生活できるまちづくりを目指します。
------	--

② あいサポート運動の啓発【福祉支援課】

事業概要	障害者が困っていること、必要な配慮を理解し、ちょっとした手助けや配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域社会をつくる「あいサポート運動」の啓発などを図ります。
------	---

③ ヘルプカード、ヘルプマークの普及・啓発【福祉支援課】

事業概要	障害などを抱えた人が外出先などで困ったときに、周囲の人に手助けを求めるヘルプカード、ヘルプマークの普及・啓発に努めます。
------	--

④ 民生委員・児童委員の活動支援【長寿社会課】

事業概要	地域福祉活動の主たる担い手である民生委員・児童委員に対し、研修会や情報交換会の開催などを通じ民生委員・児童委員が行う地域福祉活動を支えます。
------	--

⑤ ボランティア【福祉支援課】

事業概要	ボランティアに関する相談窓口や情報提供の充実・周知に努め、ボランティア活動の活性化を図ります。
------	---



第4章 第6期下松市障害福祉計画及び第2期下松市障害児福祉計画

第1節 障害福祉計画及び障害児福祉計画とは

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障害者のニーズや地域資源の現状を踏まえ、障害のある人の支援の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

また、障害児福祉計画は、児童福祉法に基づき、障害のある児童に対する支援の提供体制の確保に関する事項等を定めるものです。

本市においては、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定し、引き続き、障害福祉サービス等の円滑な推進を図ります。

第2節 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に寄与することを目指し、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、次の7点に配慮して策定します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な実施体制と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市を実施主体の基本とし、県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組などを計画的に推進します。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市を、障害児入所支援については県を実施主体の基本とし、県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

（６）福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくため、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保に努めていきます。

（７）障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加を促進するため、障害者の多様なニーズを踏まえて支援します。

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 訪問系サービスの保障

障害者が地域で生活していくために必要となる訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）を保障するため、サービス提供体制の充実と質の向上に努めていきます。

(2) 日中活動系サービスの保障

障害者の日中活動の場、社会参加の場、地域生活や就労に向けた訓練の場となる日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）を保障するため、サービス提供体制の充実と質の向上に努めていきます。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所・入院から地域生活への移行を進めていきます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障害者等の地域における生活の場の維持及び継続が図られるように努めていきます。

さらに、入所等から地域生活移への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備による地域生活支援の機能をさらに強化するため、各地域内で、それらの機能を集約し、地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。

(6) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及・啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要があります。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 相談支援体制の構築

障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、障害福祉サービス等の適切な利用ができるよう、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実に努めていきます。

(2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

地域生活への移行を進めるとともに、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実に努めていきます。

(3) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保していきます。

(4) 地域自立支援協議会の充実

地域の課題の改善に取り組むため、「下松市地域自立支援協議会」の機能強化に努めていきます。

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備に努めます。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。

また、障害児支援を適切に行うため、就学時や卒業時において、支援が円滑に引き継がれるよう、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所等との緊密な連携を図ります。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

また、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(5) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

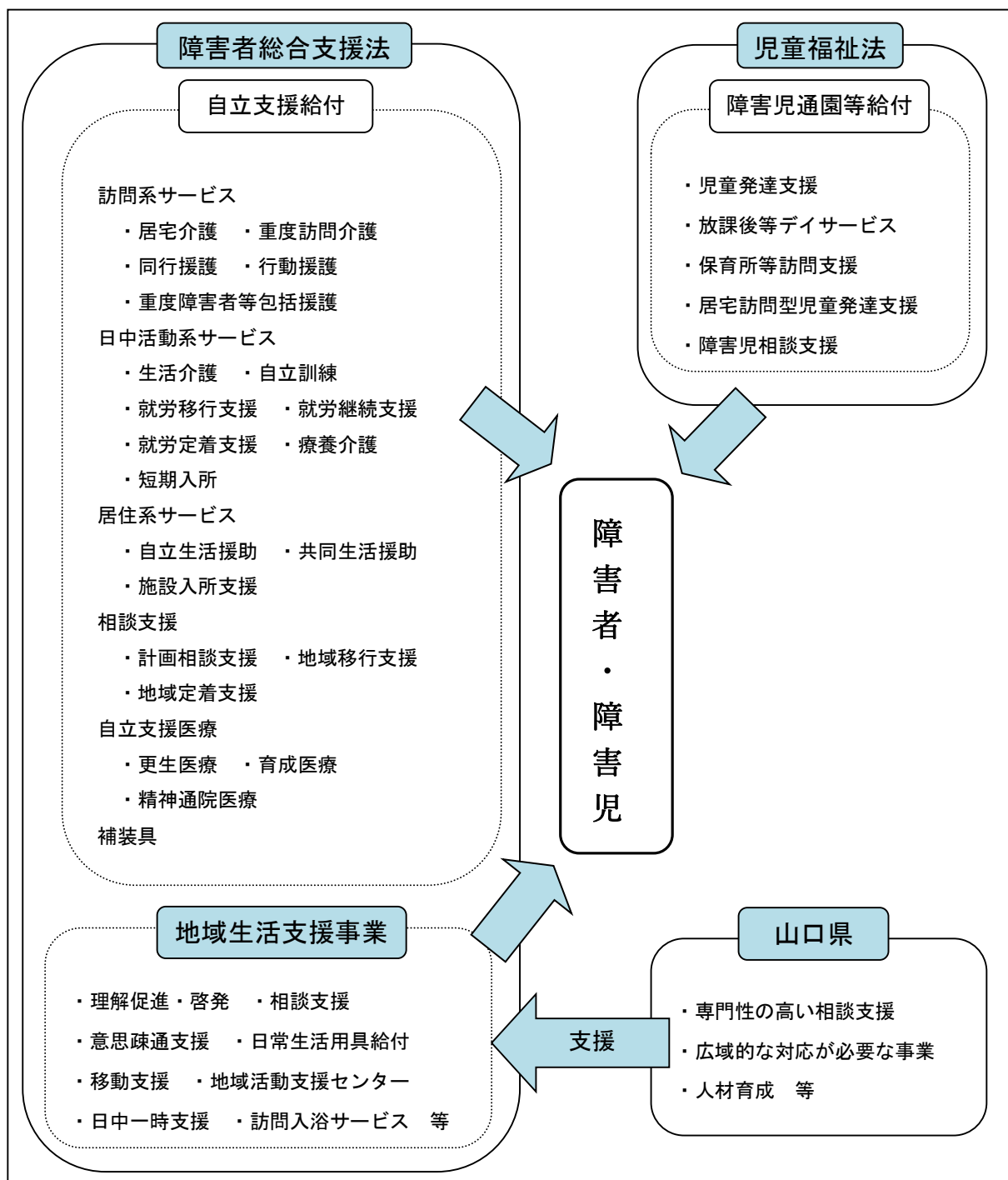
5 地域生活支援事業の提供体制の確保に関する基本的な考え方

地域生活で自立した日常生活や社会生活を送るために必要なサービスが円滑に利用できるよう、地域生活支援事業の柔軟な運用に努めていくとともに、中立かつ公平な立場で適切な相談支援ができる体制を整備します。

6 事業体系

(1) 障害福祉サービス等及び障害児通園等給付等の体系

障害者等を対象とした福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく「自立支援給付」、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する「地域生活支援事業」、児童福祉法に基づく「障害児通園等給付」に大別されます。



(2) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものであり、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定されます（区分6が最も支援の必要度が高い。）。

全国一律で定められた80項目の認定調査結果や医師意見書を踏まえ、審査会を経て市が認定します。

障害支援区分は障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となります。

令和2年4月1日現在の認定状況は、下記のとおりです。

(単位:人)

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	4	9	9	11	5	30	68
知的障害	2	21	14	28	43	20	128
精神障害	2	17	1	0	0	0	20
難病	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	47	24	39	48	50	216

(3) 障害支援区分と利用できるサービスの関係について

	サービスの種類	障害種別	利用条件
介護 給付 費	居宅介護	身・知・精・難	障害支援区分1以上
	重度訪問介護	身・知・精・難	障害支援区分4以上で、次のいずれかに該当 (1) 二肢以上に麻痺があり、かつ障害支援区分の認定調査項目のうち歩行、移乗、排尿、排便のいずれも支援が不要以外と認定されていること (2) 行動関連項目等の合計点数10点以上
	同行援護	身・難	視覚障害を有すること
	行動援護	知・精	障害支援区分3以上かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上
	重度障害者等包括支援	身・知・難	障害支援区分6
	療養介護	身・難	A L Sは障害支援区分6 筋ジストロフィーは障害支援区分5以上
	短期入所	身・知・精・難	障害支援区分1以上
	生活介護	身・知・精・難	障害支援区分3以上（施設入所者は4以上） 50歳以上は2以上（施設入所者は3以上）
	施設入所支援	身・知・精・難	障害支援区分4以上 50歳以上は3以上

第3節 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標について

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

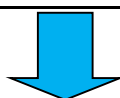
(1) 地域生活移行者の増加

国の指針では、地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本としています。

本市においては、これまでの計画における実績や施設入所者の地域生活への移行等に関する意向などを踏まえ、次のとおり成果目標を設定します。

成果目標①：令和元年度末時点の施設入所者数の2.6%以上が令和5年度末までに地域生活に移行します。

令和元年度末時点の施設入所者数	75人	令和元年度末時点での施設入所者数のうち継続入所者数を除いたもの (継続入所者数：5人)
-----------------	-----	--



成果目標① 地域生活移行者数	2人	令和元年度から令和5年度までの間に施設入所から共同生活援助等へ移行する者の累計
	75人×2.6%	

※ 継続入所者数…整備法による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた者（18歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している者の数。令和元年度末時点では5人。

(2) 施設入所者の削減

国の指針では、令和5年度末の施設入所者を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本としています。

本市においては、国の指針や真に施設入所支援が必要な者の見込を勘案して、次のとおり成果目標を設定します。

成果目標②：令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から2.6%以上削減します。

令和元年度末時点の施設入所者数	75人	令和元年度末時点での施設入所者数のうち継続入所者数を除いたもの (継続入所者数：5人)
成果目標② 施設入所者数の削減	2人	令和元年度末時点と令和5年度末時点との施設入所者数の差
	$75人 \times 2.6\%$	

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針では、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

本市においては、国の指針どおりに、次のとおり成果目標を設定します。

成果目標③：地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、市内に1つ以上確保します。
また、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行います。

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

国の指針では、令和5年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本としています。

併せて、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととしています。

本市においては、近年の一般就労の移行者数の現状を踏まえ、次のとおり成果目標を設定します。

成果目標④：令和5年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.40倍以上とします。
成果目標⑤：令和5年度中の就労移行支援事業所を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.50倍以上とします。
成果目標⑥：令和5年度中の就労継続支援A型事業所を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の2.00倍以上とします。
成果目標⑦：令和5年度中の就労継続支援B型事業所を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の2.00倍以上とします。

令和元年度中の一般就労移行者数	5人	→	成果目標④：一般就労移行者数の増加 7人 (5人×1.40倍)
令和元年度中の一般就労移行者数 (就労移行支援事業所)	2人	→	成果目標⑤：一般就労移行者数の増加 3人 (2人×1.50倍)
令和元年度中の一般就労移行者数 (就労継続支援A型事業所)	1人	→	成果目標⑥：一般就労移行者数の増加 2人 (1人×2.00倍)
令和元年度中の一般就労移行者数 (就労継続支援B型事業所)	1人	→	成果目標⑦：一般就労移行者数の増加 2人 (1人×2.00倍)

※ 就労移行支援事業等…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）を行う事業

(2) 職場定着率の増加（就労定着支援事業の利用者数）

国の指針では、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。

本市においては、国の指針どおりに、次のとおり成果目標を設定します。

成果目標⑧：令和5年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合を7割とします。

4 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

国の指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本としています。

本市においては、事業所等の状況を勘案し、次のとおり成果目標を設定します。

成果目標⑨：周南圏域において児童発達支援センターが設置されているため、今後もこの体制の確保に努めていきます。

(2) 保育所等訪問支援の実施

国の指針では、令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市においては、事業所等の状況を勘案し、次のとおり成果目標を設定します。

成果目標⑩：保育所等訪問支援を利用できる体制が構築されているため、今後もこの体制の確保に努めていきます。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本としています。

本市においては、事業所等の状況を勘案し、次のとおり成果目標を設定します。

成果目標⑪：令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を周南圏域内に1箇所確保することを目指します。

成果目標⑫：令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1箇所確保することを目指します。市単独での確保が困難な場合には、圏域の既設の事業所等と連携し、サービス提供体制の確保に努めていきます。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国の指針では、令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

本市においては、国の指針どおり、次のとおり成果目標を設定します。

成果目標⑬：下松市地域自立支援協議会の医療的ケア児等支援部会において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るため協議の場を設置しており、今後もこの体制の確保に努めていきます。

成果目標⑭：令和2年度末現在、3人の医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置していますが、今後もコーディネーターの増員に努めていきます。

5 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

本市においては、国の指針どおり、次のとおり成果目標を設定します。

成果目標⑮：令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

【具体的な取組】

- ・市内の相談支援事業所に対して、県等が実施する各種研修への参加について働きかけを行います。
- ・下松市地域自立支援協議会相談支援会議を開催し、困難事例等の検討を行い、相談支援専門員及び市職員のスキルアップを図ります。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本としています。

本市においては、国の指針どおり、次のとおり成果目標を設定します。

成果目標⑯：令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

【具体的な取組】

- ・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修に積極的に参加します。
- ・障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を事業所等と共有することで事務負担を軽減し障害福祉サービスの提供やそれに関連した業務に注力することが可能な体制を整えます。

第4節 障害福祉サービス等の見込量について

令和3年度から令和5年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援及び指定障害児通所支援等の実施に関する考え方、必要な見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

必要量を見込むに当たっては、現に利用している者の数や利用のニーズ、平均的な一人当たりの利用量のほか、施設や精神科病院からの地域移行者数、一般就労への移行者数などの成果目標、地域の雇用情勢等を総合的に勘案して、利用者数及び利用量の見込みを算定します。

なお、利用のニーズを把握するため、総合支援学校の在校生を対象とした進路希望調査や事業所を対象としたサービス利用アンケートを実施しています。

1 指定障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与します。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を供与します。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

【基本的な考え方】

現在の利用者数、利用のニーズ等を勘案し、利用者数及び利用量の見込みを設定しました。

1人当たりの利用量を、居宅介護は月9時間、同行援護は月20時間と見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1カ月当たり）】

サービス名	単位		区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護	利用者数	人	見込	35	37	39	29	29	29
			実績	29	29	29			
	利用量	時間	見込	396	408	420	261	261	261
			実績	343	262	254			
重度訪問介護	利用者数	人	見込	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
	利用量	時間	見込	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
同行援護	利用者数	人	見込	3	3	3	2	2	2
			実績	2	2	2			
	利用量	時間	見込	42	42	42	40	40	40
			実績	32	40	18			
行動援護	利用者数	人	見込	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
	利用量	時間	見込	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
重度障害者等 包括支援	利用者数	人	見込	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
	利用量	時間	見込	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			

【見込量確保のための方策】

サービス提供事業者に対し、身体障害や知的障害、精神障害、難病等の特性を十分理解し対応できる専門的な人材の確保、資質の向上等を働きかけていきます。

また、介護保険サービス提供事業所等との連携を図りながら、見込み量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービスの種類	サービスの内容
生活介護	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能(機能訓練)又は生活能力(生活訓練)の向上のために必要な訓練等の便宜を供与します。
就労移行支援	就労を希望する障害者につき、一定期間、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識又は能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与します。
就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与します。
就労定着支援	企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与します。
短期入所 (福祉型・医療型)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与します。

【基本的な考え方】

現在の利用者数、利用のニーズ、総合支援学校の卒業予定者の進路希望等を勘案し、利用者数及び利用量の見込みを設定しました。

1人当たりの利用量を、生活介護は月20日、自立訓練(機能訓練)は月10日、自立訓練(生活訓練)は月18日、就労移行支援は月15日、就労継続支援(A型)は月17日、就労継続支援(B型)は月18日、短期入所(福祉型)は月7日、短期入所(医療型)は月1日と見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1カ月当たり）】

サービス名	単位		区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
生活介護 (継続入所者を除く)	利用者数	人	見込	120	120	120	110	110	110
			実績	114	110	106			
	利用量	人日	見込	2,400	2,400	2,400	2,200	2,200	2,200
			実績	2,263	2,208	2,168			
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	見込	5	5	5	6	6	6
			実績	7	5	3			
	利用量	人日	見込	50	50	50	60	60	60
			実績	63	56	26			
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	見込	7	8	9	6	6	6
			実績	5	6	6			
	利用量	人日	見込	119	136	153	108	108	108
			実績	107	90	70			
就労移行支援	利用者数	人	見込	9	9	9	6	6	6
			実績	8	4	4			
	利用量	人日	見込	135	135	135	90	90	90
			実績	124	58	68			
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	見込	17	19	21	28	28	28
			実績	23	28	26			
	利用量	人日	見込	298	333	368	476	476	476
			実績	411	476	451			
就労継続支援 (B型) (継続入所者を除く)	利用者数	人	見込	80	85	90	96	99	102
			実績	78	82	93			
	利用量	人日	見込	1,520	1,615	1,710	1,728	1,782	1,836
			実績	1,404	1,457	1,653			
就労定着支援	利用者数	人	見込	3	4	5	2	3	5
			実績	1	0	2			
療養介護	利用者数	人	見込	9	9	9	8	8	8
			実績	7	8	8			

サービス名	単位		区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
短期入所 (福祉型)	利用者数	人	見込	7	8	9	9	9	9
			実績	9	9	3			
	利用量	人日	見込	42	48	54	63	63	63
			実績	60	64	23			
短期入所 (医療型)	利用者数	人	見込	1	1	1	1	1	1
			実績	1	1	0			
	利用量	人日	見込	2	2	2	1	1	1
			実績	1	1	0			

【見込量確保のための方策】

障害者が地域で生活できるよう、サービス提供事業所等と連携し、相互の情報共有を進めることにより、質の高いサービスの提供やニーズに即したサービスの提供に努めます。また、サービス提供体制を確保するため、事業者に対し新規参入や利用定員の拡大を働きかけます。

(3) 居住系サービス

【サービスの概要】

サービスの種類	サービスの内容
自立生活援助	定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関（計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等）との連絡調整、その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与します。

【基本的な考え方】

共同生活援助については、現在の利用者数を基礎とし、利用者数の伸び、アンケート調査の結果も踏まえ、利用者数の見込み量を設定しました。

施設入所支援については、成果目標の施設入所者数の削減に基づき決めました。

【各年度の利用実績及び見込量（1カ月当たり）】

サービス名	単位		区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
自立生活援助	利用 者数	人	見込	1	2	3	1	1	1
			実績	0	0	0			
共同生活援助	利用 者数	人	見込	23	24	25	27	29	31
			実績	20	23	25			
施設入所支援 (継続入所者を除く)	利用 者数	人	見込	79	78	77	73	73	73
			実績	77	75	73			

【見込量確保のための方策】

共同生活援助については、障害者の地域移行が進むに伴い、地域生活に向けた訓練の場、又は生活の場としてこれまで以上にニーズの増加が予測されるため、定員拡大及び新規参入意向のある事業所が、円滑にサービス提供を開始できるよう支援し、見込み量の確保に努めます。

2 指定相談支援

【サービスの概要】

サービスの種類	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用に必要なサービス等利用計画を作成するとともに、利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整等の便宜を供与します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者、保護施設及び矯正施設に入所している障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を供与します。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等の便宜を供与します。

【基本的な考え方】

現在の指定相談支援の利用者数、利用のニーズを勘案し、計画作成・モニタリングの利用者数の見込み量を設定しました。

また、地域移行支援、地域定着支援については、各年度1人と見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1カ月当たり）】

サービス名	単位		区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	利用者数	人	見込	43	46	49	57	58	59
			実績	52	53	56			
地域移行支援	利用者数	人	見込	1	1	1	1	1	1
			実績	0	0	0			
地域定着支援	利用者数	人	見込	1	1	1	1	1	1
			実績	1	1	0			

【見込量確保のための方策】

計画相談支援について、指定特定相談支援事業所の拡充に努めるとともに、下松市地域自立支援協議会相談支援会議等において、事例検討、情報共有を行い、相談支援専門員の資質向上を図ります。

3 障害児通所支援等

【サービス等の概要】

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	障害児につき、児童発達支援センターその他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与します。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童につき、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与します。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等の便宜を供与します。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に必要な障害児支援利用計画を作成するとともに、利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整等の便宜を供与します。
医療的ケア児支援 コーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

【基本的な考え方】

障害児通所支援については、現在の利用児童数、利用のニーズ、児童数の推移等を勘案し、利用児童数及び利用量の見込みを設定しました。

1人当たりの利用量を、児童発達支援は月10日、放課後等デイサービスは月11日、保育所等訪問支援は月1日、居宅訪問型児童発達支援は月4日と見込んでいます。

また、医療的ケア児等支援コーディネーターの配置については、地域における医療的ケア児のニーズ等を把握するとともに、相談支援体制を強化するため、毎年1人程度の増員を見込んでいます。

【各年度の利用実績及び見込量（1カ月当たり）】

サービス名	単位		区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援 (福祉型)	利用 児童数	人	見込	27	29	31	21	21	21
			実績	21	18	21			
	利用量	人日	見込	270	290	310	210	210	210
			実績	212	169	172			
児童発達支援 (医療型)	利用 者数	人	見込	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
	利用量	人日	見込	0	0	0	0	0	0
			実績	0	0	0			
放課後等 デイサービス	利用 児童数	人	見込	68	71	74	104	106	108
			実績	81	91	102			
	利用量	人日	見込	748	781	814	1,144	1,166	1,188
			実績	924	1,018	1,233			
保育所等 訪問支援	利用 児童数	人	見込	2	3	3	4	4	4
			実績	4	4	4			
	利用量	人日	見込	2	3	3	4	4	4
			実績	5	4	3			
居宅訪問型 児童発達支援	利用 児童数	人	見込	1	2	3	1	1	1
			実績	0	0	0			
	利用量	人日	見込	4	8	12	4	4	4
			実績	0	0	0			
障害児 相談支援	利用 者数	人	見込	16	17	18	21	22	23
			実績	18	19	20			
医療的ケア児支援 コーディネーターの配置	配置 者数	人	見込	1	2	3	4	5	6
			実績	3	3	4			

【見込量確保のための方策】

放課後等デイサービスについては、利用の拡大が見込まれることから、サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供が行えるよう、利用定員の拡大に努めます。

障害児相談支援については、相談支援事業所と連携し、計画の策定やモニタリングに必要な相談支援体制を確保します。

また、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、県が開催する医療的ケア児等コーディネーター養成研修へ参加し、コーディネーターの配置に努めます。

4 その他の活動指標

(1) 福祉施設から一般就労への移行等

事項		令和5年度
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち一般就労への移行者数	就労移行支援事業	3人
	就労継続支援A型事業	2人
	就労継続支援B型事業	2人

※成果目標に同じ

(2) 地域生活支援拠点等

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数	1回	1回	1回

(3) 発達障害者に対する支援

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	10人
ペアレントメンターの人数	3人	3人	4人
ピアサポート活動への参加人数	12人	12人	12人

(4) 子ども・子育て等の障害児受入人数

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	30人	30人	30人
認定子ども園	10人	10人	10人
放課後児童健全育成事業	70人	70人	70人

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置】

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

【精神障害者における障害福祉サービス種別の利用者数】

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
共同生活援助の利用者数	6人	7人	7人
地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保】

	確保形態 (単独/圏域)
令和5年度末の確保状況	圏域

【相談支援体制の充実・強化のための取組】

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援（有・無）		有	有	有
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者 に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数	6件	6件	6件
	地域の相談支援事業者 の人材育成の支援件数	6件	6件	6件
	地域の相談支援機関と の連携強化の取組の実 施回数	6回	6回	6回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他 研修への市職員の参加人数		5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払等システム等による 審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制 の有無及び実施回数	体制の 有無	有	有	有
	実施 回数	12回	12回	12回

<p>県が実施する研修</p> <p>相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修</p> <p>強度行動障害支援者養成研修、医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修</p> <p>障害者虐待防止・権利擁護研修、障害支援区分認定調査員研修、市町審査会委員研修 等</p>

第5節 地域生活支援事業の見込量について

第5期障害福祉計画の進捗状況等に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度における事業の内容及び考え方、必要な見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

地域生活支援事業は、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、移動支援事業など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能なことから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業の実施を検討していきます。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

【事業の概要】

事業名	内容
理解促進研修 ・啓発事業	障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【実施状況】

下松市地域自立支援協議会において、発達障害や就労に関する講演会等を実施しています。

【各年度の利用実績及び見込量】

事業名	単位	区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
理解促進研修 ・啓発事業	実施の 有 無	見込	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			

【見込量確保のための方策】

今後も引き続き、障害者等の理解を深めるため講演会等を実施していきます。

(2) 自発的活動支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等による地域生活における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【実施状況】

周南3市で周南さわやか家族会が実施しているピアサポート事業に助成しています。

【各年度の利用実績及び見込量】

事業名	単位	区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
自発的活動 支援事業	実施の 有 無	見込	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			

【見込量確保のための方策】

今後も引き続き、周南さわやか家族会が行うピアサポート事業に助成を行います。

(3) 相談支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
障害者相談支援事業	障害者や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、相談等の業務を総合的に行う事業です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としています。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する事業です。

【実施状況】

障害者相談支援事業については、周南3市共同で、社会福祉法人松星苑、社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園、医療法人愛命会に業務を委託しています。

また、平成30年度から新たに株式会社RETICEに事業を委託したことにより、現在、4箇所で開催中を実施しています。

【各年度の利用実績及び見込量】

事業名	単位		区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	箇所	見込	3	3	3	4	4	4
			実績	4	4	4			
基幹相談支援センター	設置の有無		見込	検討	検討	検討	検討	検討	検討
			実績	無	無	無			
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無		見込	検討	検討	検討	検討	検討	検討
			実績	無	無	無			
住宅入居等支援事業	実施の有無		見込	検討	検討	検討	検討	検討	検討
			実績	無	無	無			

【見込量確保のための方策】

障害者相談支援事業については事業所と連携し、必要な相談支援を実施します。また、障害者が身近な地域で相談が行えるよう、「下松市地域自立支援協議会」において事例研究を行うとともに地域課題を解決するための体制づくりを進めます。

基幹相談支援センターの設置や住宅入居等支援事業については、実施について引き続き検討を進めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
成年後見制度 利用支援事業	知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、成年後見制度の利用の促進を図ります。

【実施状況】

成年後見等の市長申立てを行うとともに、費用負担が困難な場合には、市が費用を負担し、障害者の権利擁護を図っています。

【各年度の利用実績及び見込量】

事業名	単位		区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
	利用者数	人							
成年後見制度 利用支援事業	利用者数	人	見込	3	3	3	2	2	2
			実績	1	1	1			

※地域生活支援事業の補助対象外の利用者も計上しています。

【見込量確保のための方策】

相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などの関係機関と連携し、成年後見制度の普及・啓発に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業です。

【実施状況】

成年後見制度法人後見支援事業は実施していませんが、下松市社会福祉協議会において法人後見事業が実施されています。

【各年度の利用実績及び見込量】

事業名	単位	区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有 無	見込	検討	検討	検討	検討	検討	検討
		実績	無	無	無			

【見込量確保のための方策】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、下松市社会福祉協議会等と連携し、事業の実施について検討します。

(6) 意思疎通支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者等の社会生活上必要不可欠な用務に対して、手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話を必要とする聴覚障害者に常時対応できるよう、手話通訳者を設置する事業です。

【実施状況】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、下松市社会福祉協議会に委託し、事業を実施しています。

手話通訳者設置事業については、専任の手話通訳者は設置していませんが、下松市社会福祉協議会に手話通訳者・要約筆記者派遣事業のコーディネーターとして手話通訳者を配置しています。

また、令和元年度から市役所窓口で遠隔手話通訳サービスを導入しています。

【各年度の利用実績及び見込量】

事業名	単位		区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	利用 件数	件	見込	110	115	120	100	100	100
			実績	92	92	90			
手話通訳者 設置事業	設置 人数	人	見込	検討	検討	検討	検討	検討	検討
			実績	0	0	0			
遠隔手話通訳 サービス事業	実施の 有 無		見込	—	—	—	有	有	有
			実績	無	有	有			

【見込量確保のための方策】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、事業の周知を図るとともに、下松市社会福祉協議会との連携により、今後もこの体制を維持していきます。

また、市役所窓口で各種相談や手続等を行う際の意味伝達を支援するため、手話通訳者の設置体制について検討します。

(7) 日常生活用具給付等事業

【事業の概要】

事業名	内容
日常生活用具 給付等事業	身体障害者、知的障害者、難病患者が日常生活をより円滑に行うことが出来るよう、日常生活用具を給付します。

【実施状況】

障害者が日常生活をより円滑に行うことができるよう、介護・訓練支援用具（8品目）、自立生活支援用具（11品目）、在宅療養等支援用具（8品目）、情報・意思疎通支援用具（18品目）、排泄管理支援用具（3品目）及び住宅改修を支給対象としています。

【各年度の利用実績及び見込量】

事業名	単位		区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
	給付 件数	件							
介護・訓練 支援用具	給付 件数	件	見込	2	2	2	2	2	2
			実績	1	2	2			
自立生活 支援用具	給付 件数	件	見込	10	10	10	6	6	6
			実績	6	4	6			
在宅療養等 支援用具	給付 件数	件	見込	5	5	5	6	6	6
			実績	8	4	6			
情報・意思 疎通支援用具	給付 件数	件	見込	8	10	15	15	15	15
			実績	7	14	15			
排泄管理 支援用具	給付 件数	件	見込	1,020	1,030	1,040	1,100	1,100	1,100
			実績	1,116	1,084	1,100			
住宅改修費	給付 件数	件	見込	2	2	2	2	2	2
			実績	0	1	1			

※地域生活支援事業の補助対象外の利用者も計上しています。

【見込量確保のための方策】

地域の実情や利用者の状況等に応じ、支給品目の追加や見直し等を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【事業の概要】

事業名	内容
手話奉仕員 養成研修事業	手話奉仕員を養成するための講座を実施します。

【実施状況】

手話奉仕員養成研修事業については、光市と共同で、下松市手話奉仕員養成協会に委託し、事業を実施しています。

【各年度の利用実績及び見込量】

事業名	単位		区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
手話奉仕員 養成研修事業	講習終 了者数	人	見込	10	10	10	10	10	10
			実績	10	5	中止			

【見込量確保のための方策】

事業の周知を図るとともに、下松市手話奉仕員養成協会との連携により、今後もこの体制を維持していきます。

(9) 移動支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害者（児）が、外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をするときに、ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。

【実施状況】

適切な事業運営が確保できる社会福祉法人等の6事業所に委託し、事業を実施しています。

【各年度の利用実績及び見込量】

事業名	単位		区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
移動支援事業	実利用者数	人	見込	14	15	16	15	15	15
			実績	13	13	11			
	延利用時間	時間	見込	1,000	1,080	1,150	975	975	975
			実績	994	693	450			

【見込量確保のための方策】

障害者の社会参加を支援するサービスとして、今後も事業量の増加が見込まれるため、事業所が円滑にサービス提供を開始できるよう支援し、見込み量の確保に努めます。

また、利用希望者に必要な支援が行き届くよう、外出支援パンフレットや移動支援ガイドライン等により、制度の周知に努めます。

(10) 地域活動支援センター

【事業の概要】

事業名	内容
地域活動支援センターⅠ型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及・啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供します。

【実施状況】

地域活動支援センターⅠ型については、周南3市共同で医療法人愛命会に事業を委託しています。なお、Ⅱ型、Ⅲ型については、障害福祉サービス事業所により同等なサービスが提供されているため、事業を実施していません。

【各年度の利用実績及び見込量】

事業名	単位		区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
地域活動支援 センターI型	実施 箇所数	箇所	見込	1	1	1	1	1	1
			実績	1	1	1			
センターI型	実利用 者数	人	見込	—	—	—	55	55	55
			実績	55	54	53			

【見込量確保のための方策】

地域活動支援センターI型については、対象者に対し事業の周知を図るとともに、医療法人愛命会との連携により、今後もこの体制を維持していきます。

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
日中一時支援事業	障害者支援施設等において障害者（児）の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。

【実施状況】

適切な事業運営が確保できる社会福祉法人等の12事業所に委託し、事業を実施しています。

【各年度の利用実績及び見込量】

事業名	単位		区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
日中一時 支援事業	実利用 者数	人	見込	—	—	—	36	37	38
			実績	35	38	18			
	延利用 回数	回	見込	—	—	—	1,000	1,100	1,200
			実績	1,612	1,006	400			

【見込量確保のための方策】

事業実施意向のある事業所が、円滑にサービス提供を開始できるよう支援し、日中における活動の場の確保に努めていきます。

(2) 訪問入浴サービス事業

【事業の概要】

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	歩行が困難な在宅の身体障害者又は難病患者等であって、家庭又は公衆浴場で入浴が困難な人の自宅に浴槽を持ち込んで、入浴の介助を行います。

【実施状況】

適切な事業運営が確保できる2事業所に委託し、事業を実施しています。

【各年度の利用実績及び見込量】

事業名	単位		区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
訪問入浴 サービス事業	実利用 者数	人	見込	—	—	—	1	2	2
			実績	—	1	1			
	利用 回数	回	見込	—	—	—	60	120	120
			実績	—	24	60			

【見込量確保のための方策】

利用希望者に適切にサービスが提供できるよう、事業の周知を図るとともに、今後この体制を維持していきます。

(3) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

【事業の概要】

事業名	内容
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、障害者スポーツ大会などを開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供します。

【実施状況】

周南3市身体障害者ふれあいフェスタを開催し、軽スポーツの普及や交流を図っています。また、4つの障害者団体等に委託し、各種スポーツ・レクリエーションや障害者スポーツ大会を開催しています。

【各年度の利用実績及び見込量】

事業名	単位	区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			

【見込量確保のための方策】

引き続き、周南3市で連携し、身体障害者ふれあいフェスタを開催します。

また、障害者団体等の協力のもと、各種スポーツ・レクリエーションや障害者スポーツ大会を開催していきます。

(4) 点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業

【事業の概要】

事業名	内容
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、広報等を発行します。
奉仕員養成研修事業	点訳・音訳に必要な技術等を習得した点訳・音訳奉仕員を養成します。

【実施状況】

下松点訳・音訳友の会に委託し、事業を実施しています。

【各年度の利用実績及び見込量】

事業名	単位	区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
点字・声の広報等 発行事業	実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			
奉仕員養成研修事業	実施の有無	見込	有	有	有	有	有	有
		実績	有	有	有			

【見込量確保のための方策】

下松点訳・音訳友の会の協力のもと、今後もこの事業を継続して実施します。

(5) 自動車運転免許取得事業、自動車改造助成事業

【事業の概要】

事業名	内容
自動車運転免許取得事業	自動車を運転することにより就労等の社会参加が見込まれる者に対して、自動車運転免許取得費用の一部を負担します。
自動車改造助成事業	自動車を運転することにより就労等の社会参加が見込まれる者に対して、自動車改造費用の一部を負担します。

【実施状況】

自動車運転免許の取得、自動車の改造に直接要した費用について10万円を限度に助成しています。

【各年度の利用実績及び見込量】

事業名	単位		区分	30年度	元年度	2年度 (見込)	3年度	4年度	5年度
自動車運転免許 取得事業	利用 件数	件	見込	2	2	2	3	3	3
			実績	0	4	4			
自動車改造 助成事業	利用 件数	件	見込	2	2	2	2	2	2
			実績	0	3	4			

【見込量確保のための方策】

今後も就労等の社会活動への参加を促進するため、事業を継続して実施します。

参 考 資 料

総合支援学校在校生進路希望調査結果

高等部の生徒27人のうち、8人が就職を希望し、19人が障害福祉サービスの利用を希望しています。また、サービス利用希望者のうち就労継続支援B型の希望者が9人と一番多く、次いで生活介護が5人、就労継続支援A型が4人、施設入所支援が1人となっています。

また、中学部の生徒は全員進学を希望しています。

(単位：人)

学 年		対 象	進 学	就 職	障害福祉サービス									
					A	B	C	D	E	F	G	H	I	計
高等部	3年	8	0	3	2	0	0	1	2	0	0	0	0	5
	2年	11	0	0	3	0	0	3	4	0	1	0	0	11
	1年	8	0	5	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
高等部 計		27	0	8	5	0	0	4	9	0	1	0	0	19

○アンケート実施校

周南総合支援学校、徳山総合支援学校、田布施総合支援学校

○障害福祉サービス

A…生活介護 B…自立訓練 C…就労移行支援 D…就労継続支援A型

E…就労継続支援B型 F…デイサービス、地域活動支援センター

G…施設入所支援 H…グループホーム I…その他

下松市障害者施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における障害者福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、下松市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は別表に掲げる職にある者をもって構成し、委員は市長が委嘱する。

- 2 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(所掌事項)

第4条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定による下松市障害者計画に関すること。
- (2) 障害者施策に係る調査及び研究に関すること。
- (3) その他障害者施策の推進に関すること。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第6条 協議会の委員は、協議会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第2条関係）

下松市障害者施策推進協議会委員名簿 13人

区分	役職名
障害者	下松視覚障害者協会会長
	下松市ろうあ協会会長
	日本オストミー協会周南地区長
福祉従事者	第1しょうせい苑施設長
	ゆたか苑サービス管理責任者
	サルビアの家施設長
その他の福祉関係者	下松市社会福祉協議会会長
	下松市民生児童委員協議会会長
	下松市手をつなぐ育成会副会長
	下松市肢体不自由児（者）父母の会会長
	山口県社会福祉士会
	周南さわやか家族会代表
行政機関	下松市健康福祉部長

下松市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、地域の障害福祉に関するシステムづくり及び障害を理由とする差別を解消するための取組に関し、中核的な役割を果たす協議を定期的に行うため、下松市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会の委員は、下松市障害者施策推進協議会（以下「施策推進協議会」という。）の委員をもって充てる。

2 協議会の会長は、施策推進協議会の会長をもって充てる。

3 協議会の会長（以下「会長」という。）は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第4条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。

(2) 困難事例等の支援の在り方に対する協議及び調整に関すること。

(3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。

(4) 障害福祉計画等の進捗管理に関すること。

(5) 障害を理由とする差別に関する相談及び差別を解消するための取組等に関すること。

(6) その他地域の障害福祉に関すること。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉支援課において処理する。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 第3条第2項の規定は、前項の専門部会について準用する。

(秘密の保持)

第7条 協議会の委員並びに第3条第2項及び前条の規定により協議会に関わった者は、協議会の職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

下松市障害者施策推進協議会（兼）下松市地域自立支援協議会委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名
障 害 者	下松視覚障害者協会会長	やま もと かず のり 山 本 一 憲
	下松市ろうあ協会会長	おお ぎ ひで あき 大 木 英 明
	日本オストミー協会 周南地区長	たけ すえ よし え 武 居 良 枝
福 祉 従 事 者	第1しょうせい苑施設長	ひろ つ とおる 弘 津 亨
	ゆたか苑サービス管理責任者	かわ しま あや こ 河 島 斐 子
	サルビアの家施設長	やま もと かおり 山 本 かおり
そ の 他 の 福 祉 関 係 者	下松市社会福祉協議会会長	いち かわ まさ のり 市 川 正 紀
	下松市民生児童委員協議会会長	い どう のぶ ひろ 伊 藤 信 弘
	下松市手をつなぐ育成会副会長	ひ がき まさ え 檜 垣 雅 江
	下松市肢体不自由児（者）父母の会会長	かわ むら ち はる 河 村 千 春
	山口県社会福祉士会	おか だ かず お 岡 田 一 雄
	周南さわやか家族会代表	お がわ てつ お 小 川 哲 夫
行 政 機 関	下松市健康福祉部長	せ らい てる お 瀬 来 輝 夫

下松市障害者計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づき、下松市障害者計画（以下「計画」という。）を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、下松市障害者計画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に関する施策の推進及び調整に関すること。
- (3) その他本部の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、本部を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、本部長の職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要と認めるときに招集する。

- 2 会議の議長は、本部長をもって充てる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は健康福祉部長を、副幹事長は健康福祉部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、本部長の命を受けて本部の事務を処理する。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が必要と認めるときに招集する。
- 7 前項の幹事会の会議の議長は、幹事長をもって充てる。

(参考人の出席)

第7条 本部長は推進本部の会議に、幹事長は幹事会の会議に、必要に応じ参考人の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、健康福祉部福祉支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

別表第1 (第3条関係)

教育長 上下水道局長 企画財政部長 総務部長 地域政策部長 生活環境部長 健康福祉部長 子育て支援担当部長 経済部長 建設部長 教育部長 議会事務局長 消防長 健康福祉部次長
--

別表第2 (第6条関係)

企画財政部	企画政策課長
総務部	総務課長 防災危機管理課長
地域政策部	地域政策課長 地域交流課長
生活環境部	保険年金課長 生活安全課長
健康福祉部	長寿社会課長 福祉支援課長 子育て支援課長 健康増進課長 人権推進課長
経済部	産業振興課長
建設部	土木課長 住宅建築課長 都市整備課長
教育委員会	学校教育課長 生涯学習振興課長
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局長